

～ 気づき、声かけ、傾聴、つなぎ、見守り ～

いのち支える

第2次岐阜市自殺対策計画

令和6（2024）年度 ▶ ▶ ▶ 令和10（2028）年度

最終案

岐 阜 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3

第2章 自殺の現状と課題

1 地域自殺実態プロファイルからみる岐阜市の現状	4
2 市政モニター調査からみる市民意識	11
3 第1次計画を踏まえた課題	25

第3章 自殺対策の基本認識等

1 自殺対策の基本認識	27
2 自殺対策の基本方針	28
3 第1次計画からの主な変更点	31
4 自殺対策の数値目標	32

第4章 いのちを支える岐阜市の自殺対策

施策1 地域での実践的な取り組み体制の強化	34
施策2 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進	36
施策3 自殺対策の推進に資する調査研究等の利用	38
施策4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上	39
施策5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進	41
施策6 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援	45
施策7 社会全体の自殺リスクの低下	47
施策8 自殺未遂者の再度の自殺企図の防止	52
施策9 遺された人への支援	53
施策10 民間団体との連携強化	54
施策11 子ども・若者・女性の自殺対策の更なる推進	55
施策12 勤務問題による自殺対策の更なる推進	61

第5章 自殺対策の推進体制

1 推進体制	65
2 進捗管理	66

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

自殺の多くが「追い込まれた末の死」であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、家庭問題、健康問題、経済・生活問題、いじめ問題などの社会的要因があり、適切な対応や支援によって予防できる可能性があります。そのため、誰にも起こり得る問題として、社会全体で自殺対策に取り組んでいかなければなりません。

我が国においては、自殺者数が平成10（1998）年に3万人を超え、その後、平成23（2011）年まで高い値で推移していました。この間、平成18（2006）年10月に自殺対策基本法が施行され、平成19（2007）年には自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。これらの法整備等により、それまで「個人の問題」とされてきた自殺は「社会の問題」として広く認識され、社会全体で自殺対策が進められるようになり、平成24（2012）年には自殺者数が15年ぶりに3万人を下回りました。さらに、平成28（2016）年3月には自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」と新たに位置づけられました。平成29（2017）年7月には新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、具体的な取り組みの方向性が示され、元号が改まった令和元（2019）年には、自殺者数が1万9,974人と2万人を下回りました。

しかし、世界中で新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2（2020）年以降は、再び2万人を上回り、自殺による死亡率は依然として高く、深刻な状況が続いています。

本市においては、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平成31（2019）年3月に「岐阜市自殺対策計画」（以下「第1次計画」といいます。）を策定しました。その後、令和4（2022）年10月に、国において「自殺総合対策大綱」が見直され、これまでの取り組みに加え、子どもや若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などが追加されました。

これを受けて、本市においても、自殺対策の更なる推進・強化を図るため、みんなが「ゲートキーパー」の役割を担い、「誰も自殺に追い込まれることのない岐阜市」を目指し、「第2次岐阜市自殺対策計画」を策定します。

～ 「ゲートキーパー」とは ～

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことです。特別な研修や資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになることができます。周りで悩んでいる人がいたら、やさしく声をかけてあげてください。声をかけあうことで、不安や悩みを少しでも和らげることができるかもしれません。

ゲートキーパーは「変化に気づく」「じっくりと耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」という4つの役割が期待されていますが、そのうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになるでしょう。

悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことがゲートキーパーの第一歩につながります。

変化に気づく

家族や仲間の変化に気づいて声をかける

じっくり耳を傾ける

本人の気持ちを尊重し耳を傾ける

支援先につなげる

早めに専門家に相談するよう促す

温かく見守る

温かく寄り添いながらじっくりと見守る

※出典：厚生労働省ホームページ

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」として、国の「自殺総合対策大綱」及び岐阜県の「岐阜県自殺総合対策行動計画」の内容を踏まえ、本市における自殺対策の総合的な取り組みを示すものです。また、「岐阜市未来のまちづくり構想」をはじめ、「ぎふ市民健康基本計画」など本市の関連計画との整合を図りながら、自殺対策を推進する計画とします。

あわせて、行政のみならず様々な事業者が行う自殺対策に関わる取り組みを集約することで、お互いの情報を共有し、連携を図りながら自殺対策に取り組めるよう、整理を行える計画とします。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）の視点

この計画は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の理念と合致しており、SDGsのゴールのうち「3. すべての人に健康と福祉を」に関する課題解決に寄与する計画となっています。



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。

3 計画の期間

この計画の期間は、国の「自殺総合対策大綱」及び岐阜県の「岐阜県自殺総合対策行動計画」がおおむね5年を目途に見直されていることを踏まえ、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。なお、自殺をめぐる諸情勢の変化やこの計画に基づく施策の進捗状況、数値目標の達成度等を踏まえ、期間中であっても、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 自殺の現状と課題

1 地域自殺実態プロファイルからみる岐阜市の現状

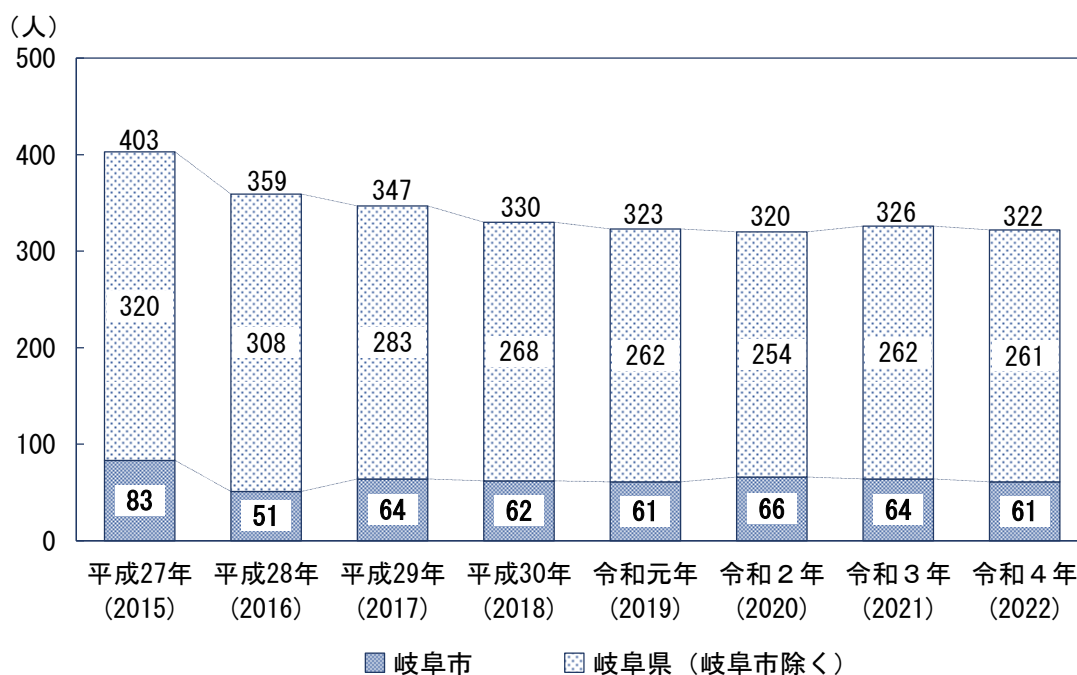
(1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数は、令和4（2022）年では61人と、平成27（2015）年の83人に比べて低い人数で推移しているものの、横ばい傾向にあります。全国及び岐阜県をみても、同様の傾向がみられます。

図表2-1 全国、岐阜県、岐阜市の自殺者数の推移

単位：人

	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R元年 (2019)	R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)
全 国	23,806	21,703	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723
岐阜県	403	359	347	330	323	320	326	322
岐阜市	83	51	64	62	61	66	64	61



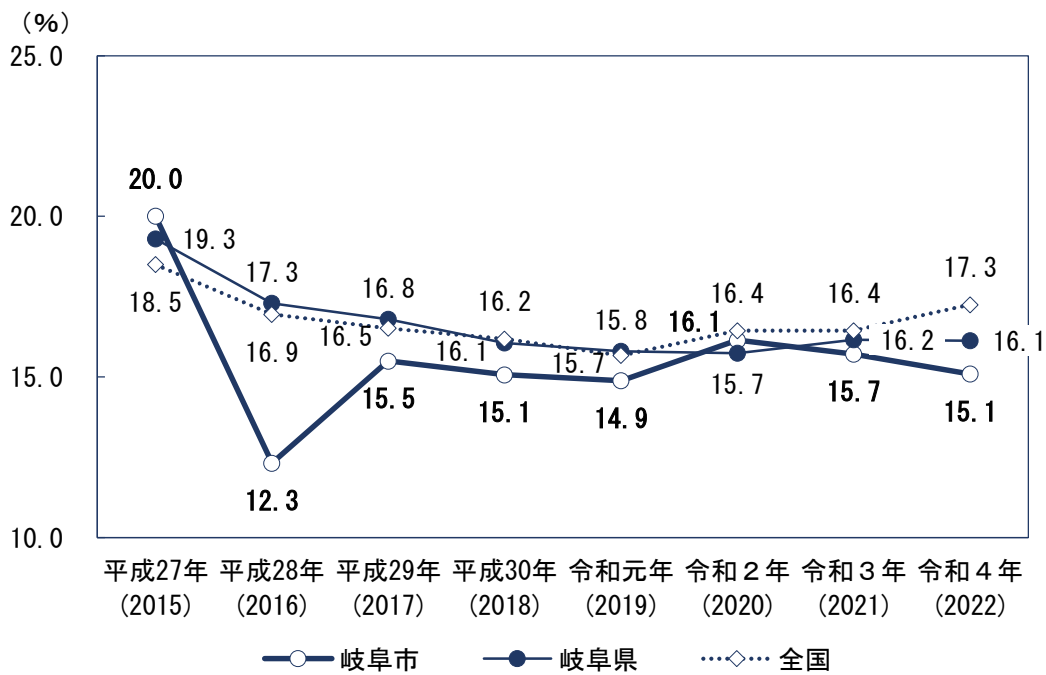
(注)「地域自殺実態プロファイル」とは、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターにおいて、すべての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したものです。

(2) 自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)をみると、令和4(2022)年では15.1と、平成27(2015)年の20.0から5ポイントの低下がみられるものの、平成29(2017)年以降は横ばい傾向にあります。

また、本市の自殺死亡率は、全国及び岐阜県と比べると、やや低く推移しています。

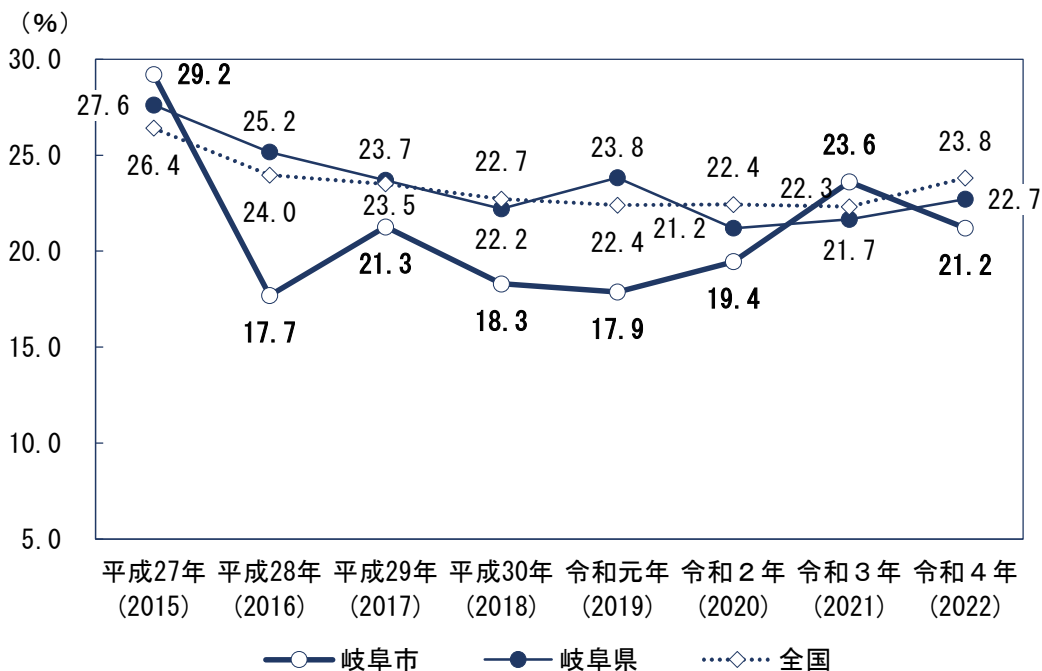
図表2-2 全国、岐阜県、岐阜市の自殺死亡率の推移



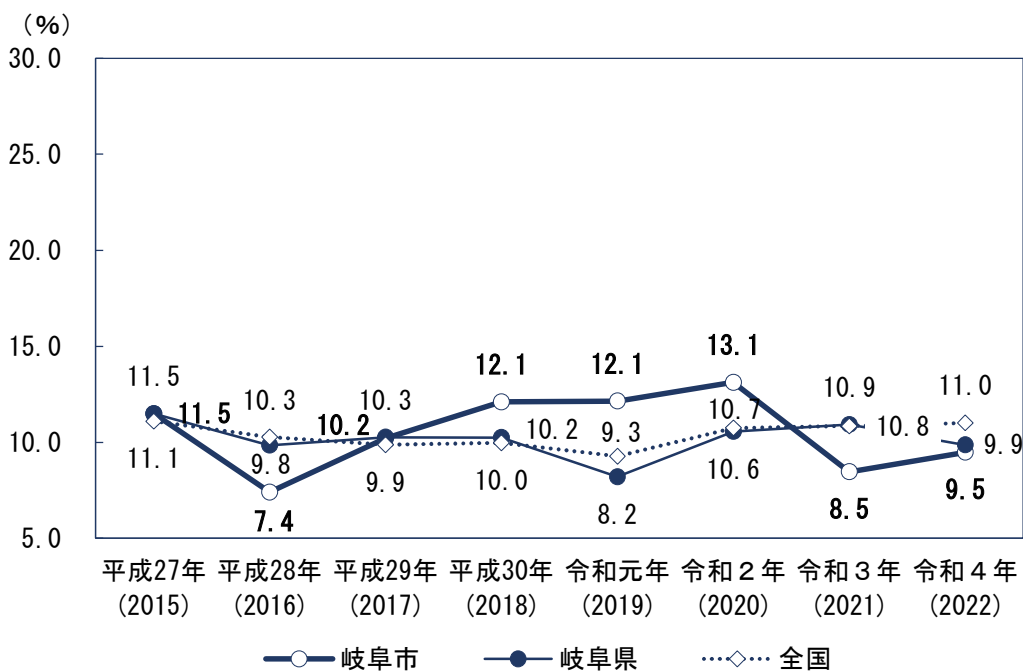
(3) 性別にみた自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率を性別にみると、令和4（2022）年では男性が21.2、女性が9.5となっており、女性の方が約12ポイント低くなっています。これらを平成27（2015）年と比べると、男性は8ポイントの低下がみられるものの、女性は2ポイントの低下にとどまっています。

図表2-3 全国、岐阜県、岐阜市の性別自殺死亡率の推移（男性）



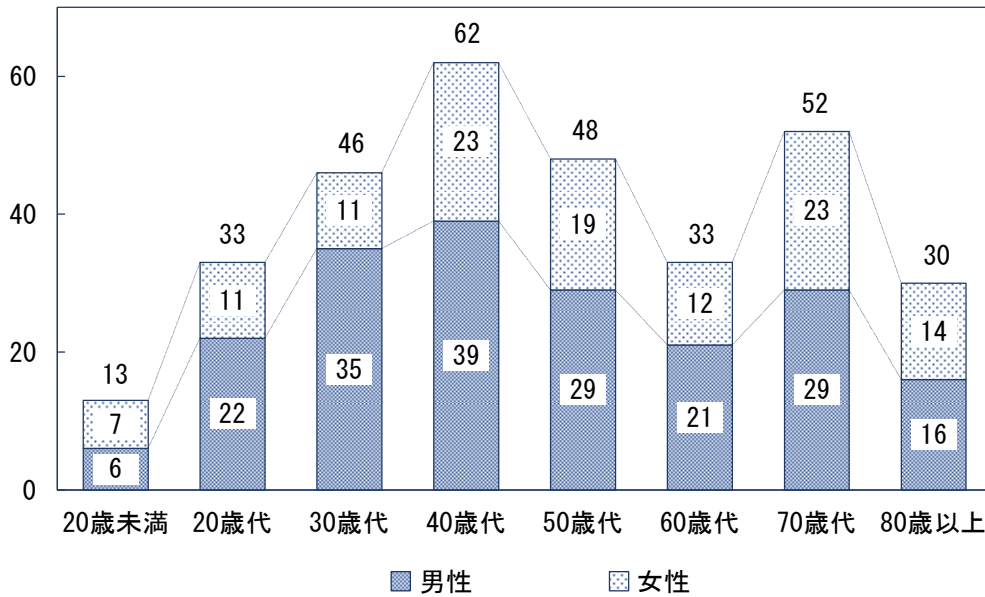
図表2-4 全国、岐阜県、岐阜市の性別自殺死亡率の推移（女性）



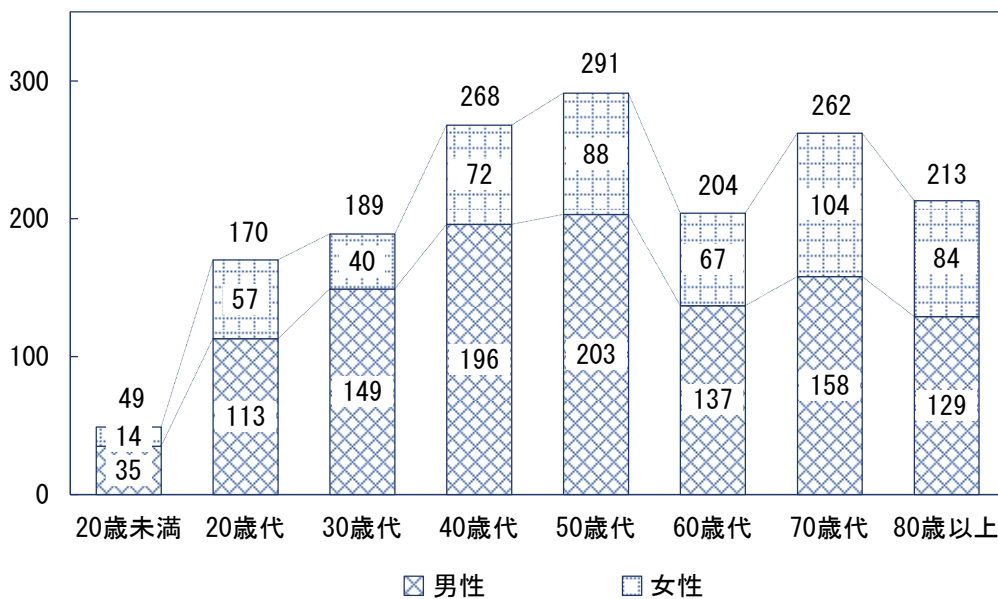
(4) 年齢別にみた自殺者数及び死因

本市の平成29（2017）年から令和3（2021）年までの自殺者数を年齢別にみると、40歳代が62人と最も多く、次いで70歳代が52人、50歳代が48人、30歳代が46人となっています。岐阜県の年齢別自殺者数では、50歳代が291人と最も多く、次いで40歳代が268人、70歳代が262人となっています。

図表 2-5 岐阜市の年齢別自殺者数（平成29（2017）年～令和3（2021）年の合計）
（人）



図表 2-6 岐阜県の年齢別自殺者数（平成29（2017）年～令和3（2021）年の合計）
（人）



本市の平成28（2016）年から令和2（2020）年までの年齢別の死因をみると、10歳代から30歳代での死因の第1位が自殺となっています。

図表2-7 岐阜市の死因順位別にみた年齢別死亡数・構成割合（平成28（2018）～令和2（2020）年の合計）
単位：人（死亡数）

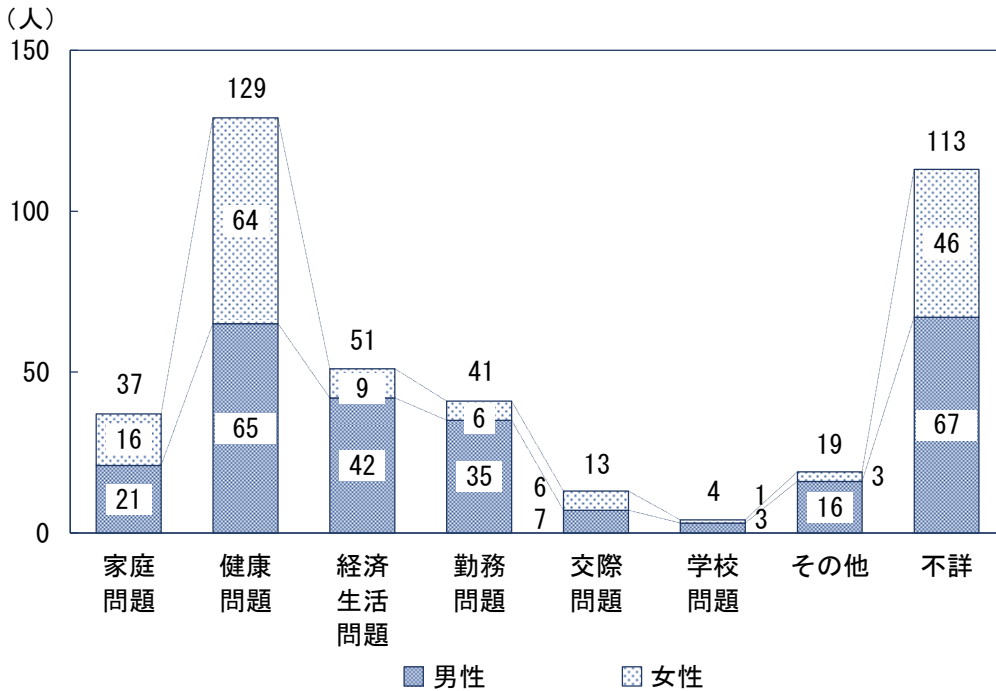
区 分	第1位			第2位			第3位		
	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合
10歳未満	先天性奇形、染色体異常等	14	35.0%	周産期に発生した病態	5	12.5%	悪性新生物	4	10.0%
10歳代	自殺	8	33.3%	不慮の事故	7	29.2%	悪性新生物	5	20.8%
20歳代	自殺	30	53.6%	不慮の事故	5	8.9%	悪性新生物	4	7.1%
30歳代	自殺	45	36.3%	悪性新生物	24	19.4%	心疾患	11	8.9%
40歳代	悪性新生物	125	37.1%	自殺	51	15.1%	心疾患	28	8.3%
50歳代	悪性新生物	273	36.6%	心疾患	96	12.9%	脳血管疾患	64	8.6%
60歳代	悪性新生物	903	47.8%	心疾患	214	11.3%	脳血管疾患	112	5.9%
70歳代	悪性新生物	1,899	40.3%	心疾患	617	13.1%	脳血管疾患	331	7.0%
80歳以上	悪性新生物	2,895	20.1%	心疾患	2,579	17.9%	肺炎	1,465	10.2%

（平成28年～令和2年「岐阜市衛生年報」より地域保健課作成）

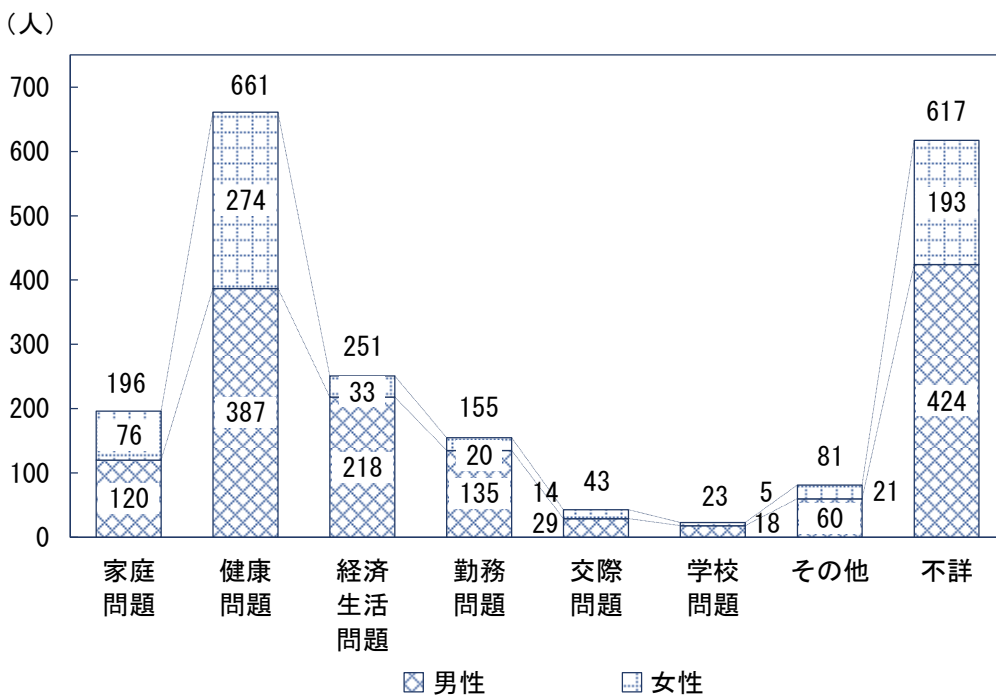
(5) 自殺の原因・動機

本市の平成29（2017）年から令和3（2021）年までの自殺者における自殺の原因・動機をみると、「不詳」を除き、「健康問題」が顕著に多く、次いで、「経済生活問題」、「勤務問題」、「家庭問題」となっています。岐阜県においても同様の傾向がみられます。

図表 2－8 岐阜市の自殺者の原因・動機（平成29（2017）年～令和3（2021）年の合計）



図表 2－9 岐阜県の自殺者の原因・動機（平成29（2017）年～令和3（2021）年の合計）

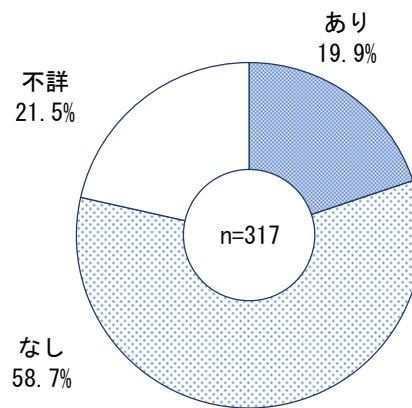


（図表 2－8・9とも厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より地域保健課作成）

(6) 自殺未遂の状況

本市の平成29（2017）年から令和3（2021）年までの自殺者における自殺未遂歴をみると、「あり」は19.9%、「なし」は58.7%となっています。自殺者のおよそ5人に1人は自殺未遂歴があることとなります。

図表 2 - 1 0 岐阜市の自殺未遂歴の状況（平成29（2017）年～令和3（2021）年の合計）



2 市政モニター調査からみる市民意識

(1) 「こころの健康に関する意識調査」の実施

この計画の策定にあたり、こころの健康や自殺に関する意識等を把握し、新たな計画策定の基礎資料を得ることを目的として、令和5（2023）年6月に「こころの健康に関する意識調査」（以下「意識調査」といいます。）を実施しました。

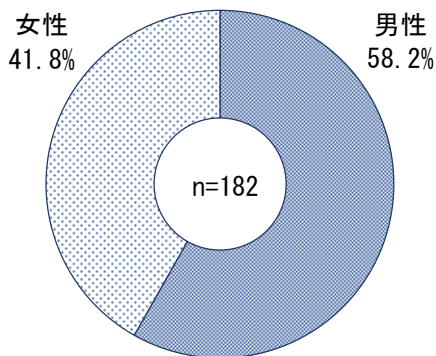
ここでは、この意識調査の分析結果（概要）と平成30（2018）年に実施した同調査との比較分析結果を示します。

- 調査対象：18歳以上の市政モニター200人
- 調査方法：Web
- 調査時期：令和5（2023）年6月5日～19日
- 回答数：182人（回答率：91.0%）

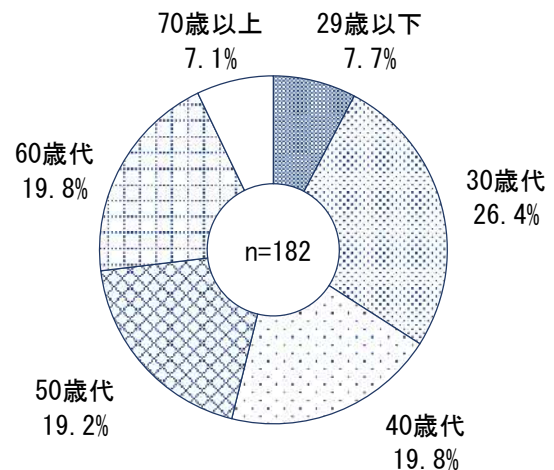
※回答の比率（%）は、小数点第2位以下を四捨五入して算出しています。したがって、パーセントの合計が100%にならないこともあります。

※複数回答の比率（%）は、すべての比率（%）を合計すると100%を超えます。

図表2-11 性別



図表2-12 年齢



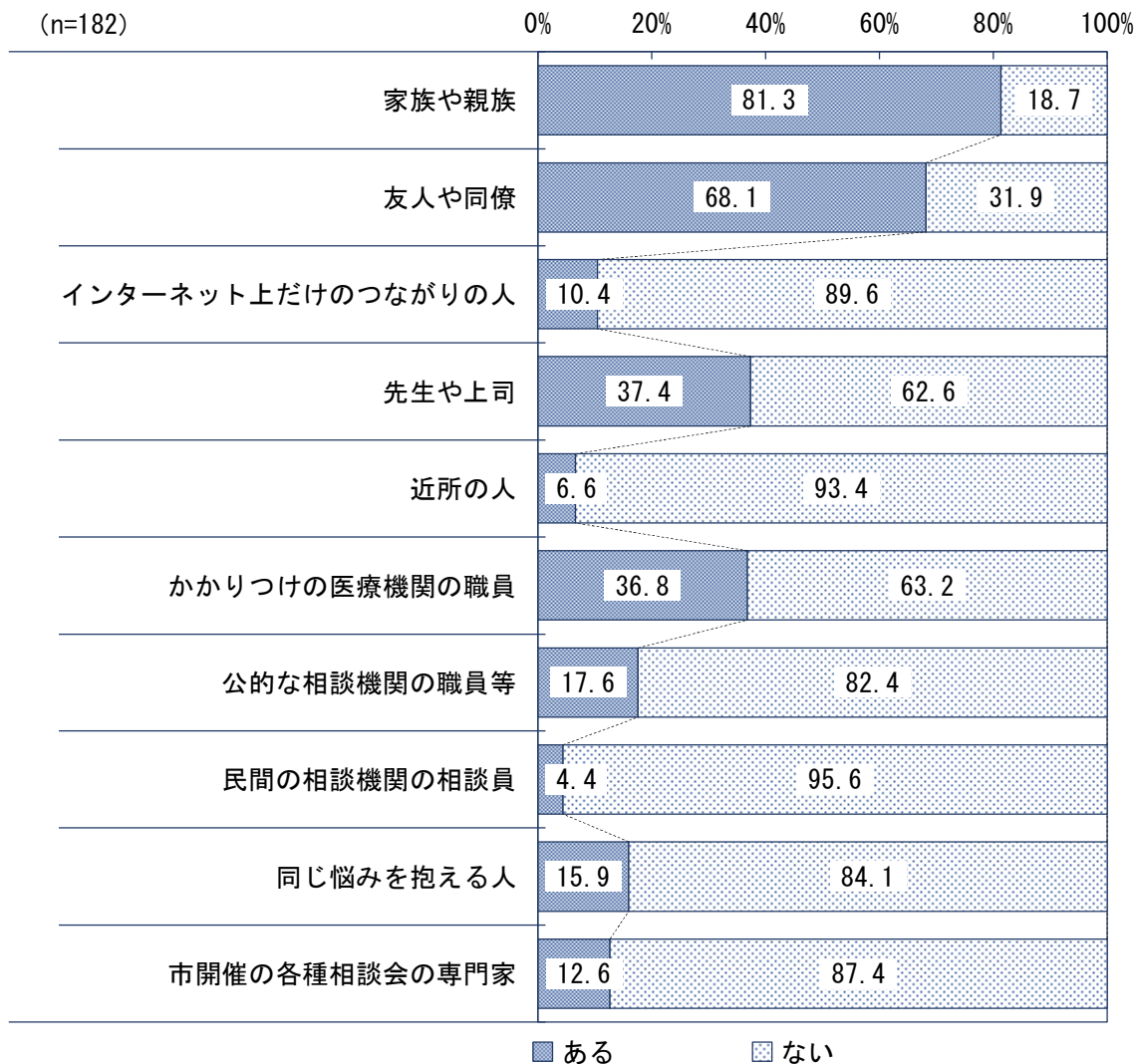
(2) 令和5（2023）年の意識調査の結果（概要）について

① 悩みやストレスを感じたときの相談相手先について

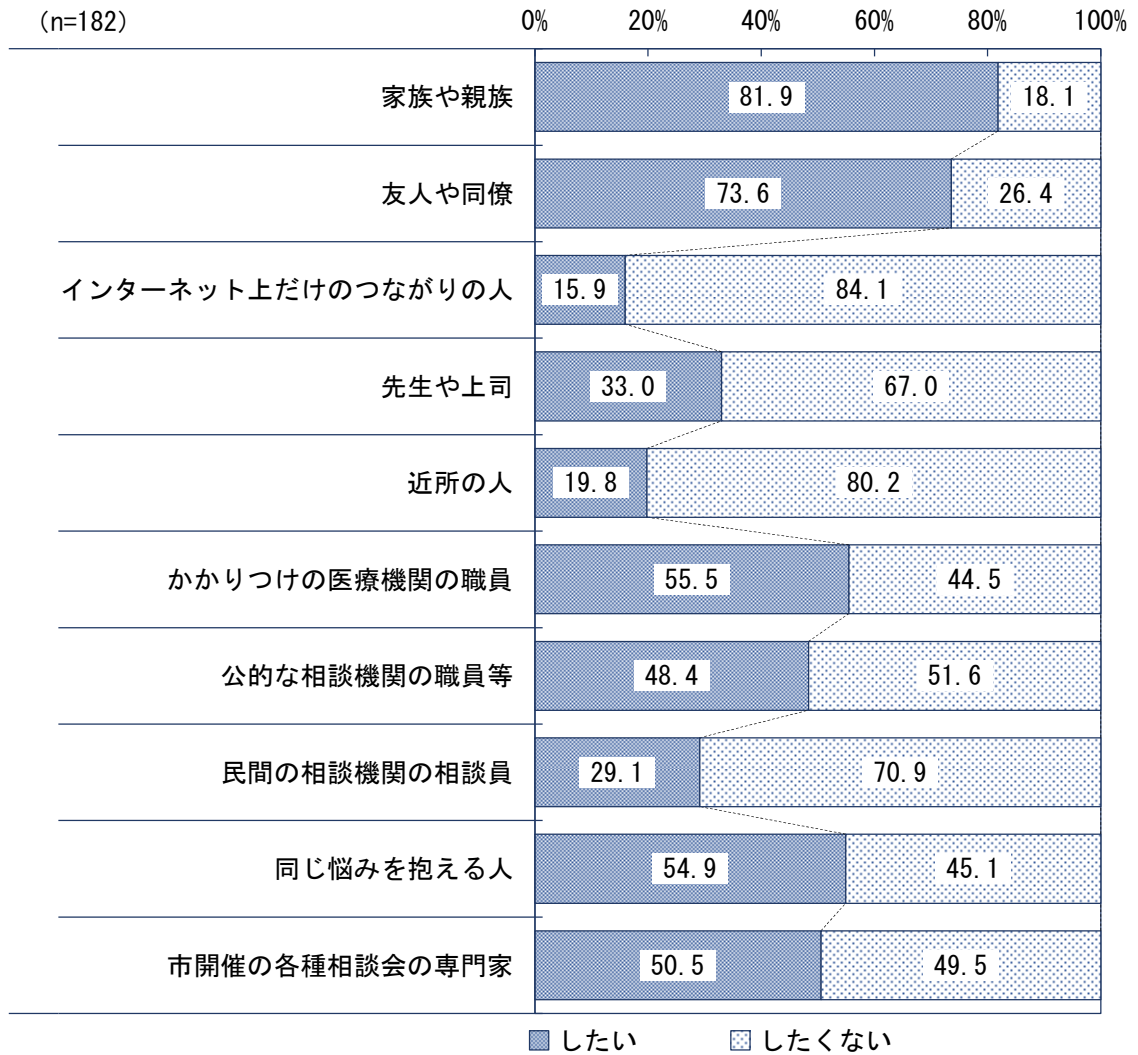
悩みやストレスを感じたときの相談相手先についてたずねたところ、相談したことがある相手先（図表2-13）、今後相談したい相手先（図表2-14）とも、「家族や親族」が最も高く、次いで、「友人や同僚」という結果でした。

また、相談したことがある相手先では、「公的な相談機関の職員等」、「同じ悩みを抱える人」、「市開催の各種相談会の専門家」の割合はいずれも10%台と低い一方、今後相談したい相手先ではいずれも50%前後と比較的高くなっています。

図表2-13 悩みやストレスを感じたときに相談したことがある相手先



図表2-14 今後、悩みやストレスを感じたときに相談したい相手先

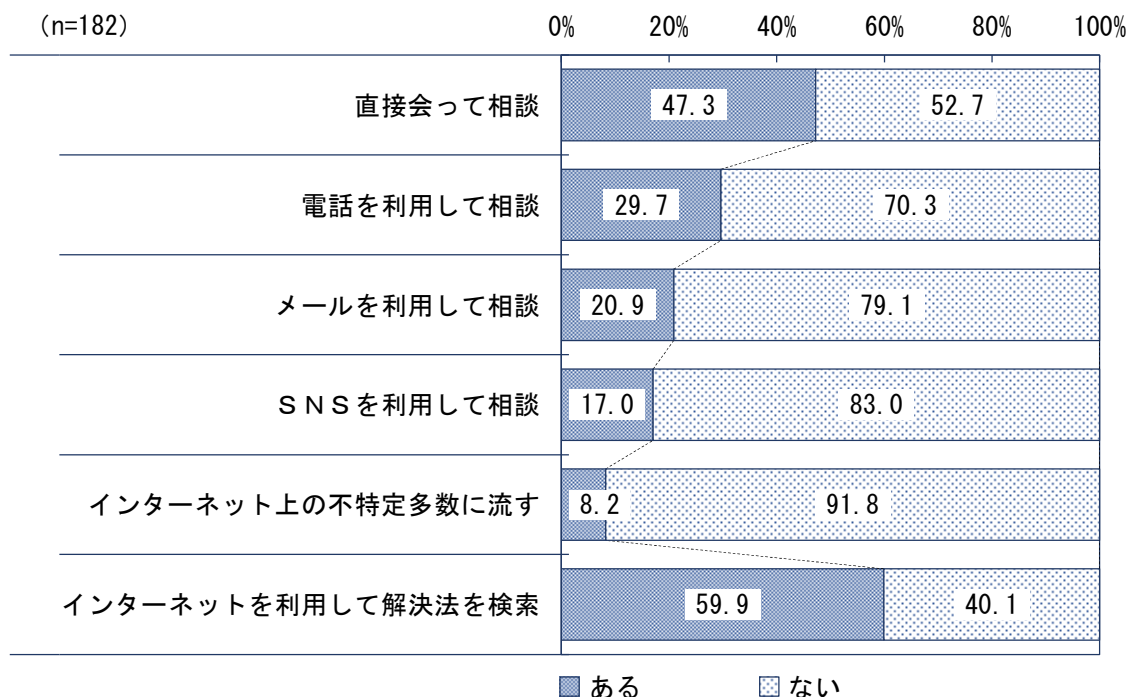


② 悩みやストレスを感じたときの相談方法について

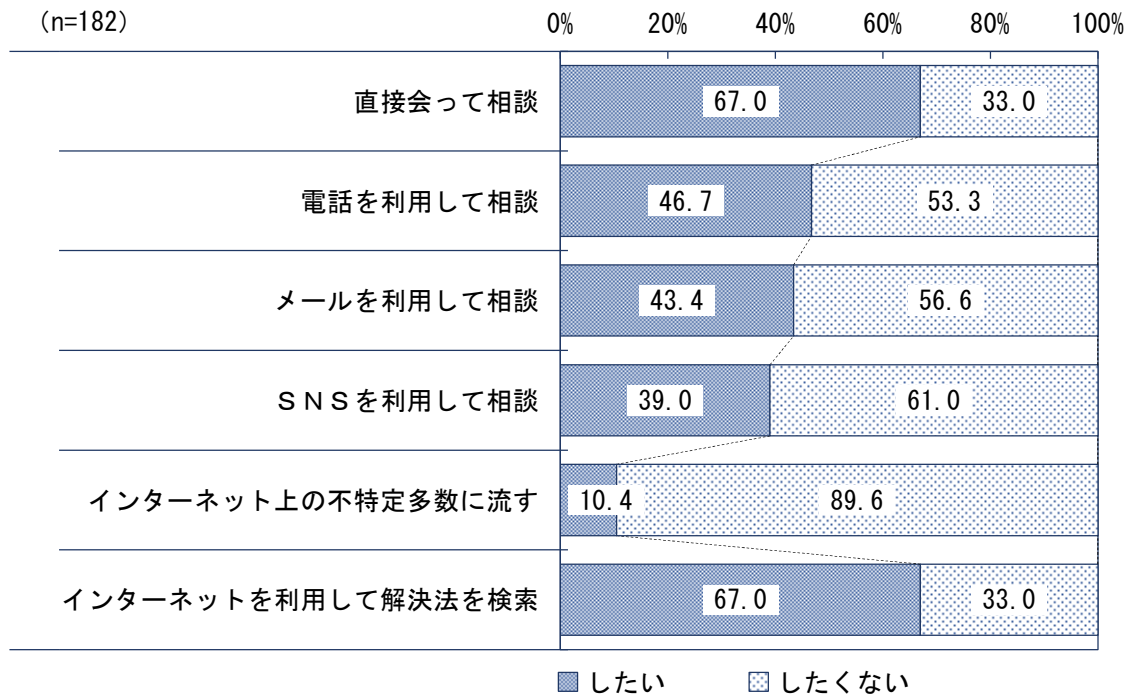
悩みやストレスを感じたときの相談で利用したことがある方法についてたずねたところ、「インターネットを利用して解決法を検索」が59.9%と最も高く、次いで、「直接会って相談」が47.3%、「電話を利用して相談」が29.7%でした。（図表2-15）

また、今後、相談で利用したい方法についてたずねたところ、「インターネットを利用して解決法を検索」と「直接会って相談」は、いずれも67.0%と高い割合でした。なお、「電話を利用して相談」、「メールを利用して相談」は、40%台となっています。（図表2-16）

図表2-15 悩みやストレスを感じたときの相談で利用したことがある方法



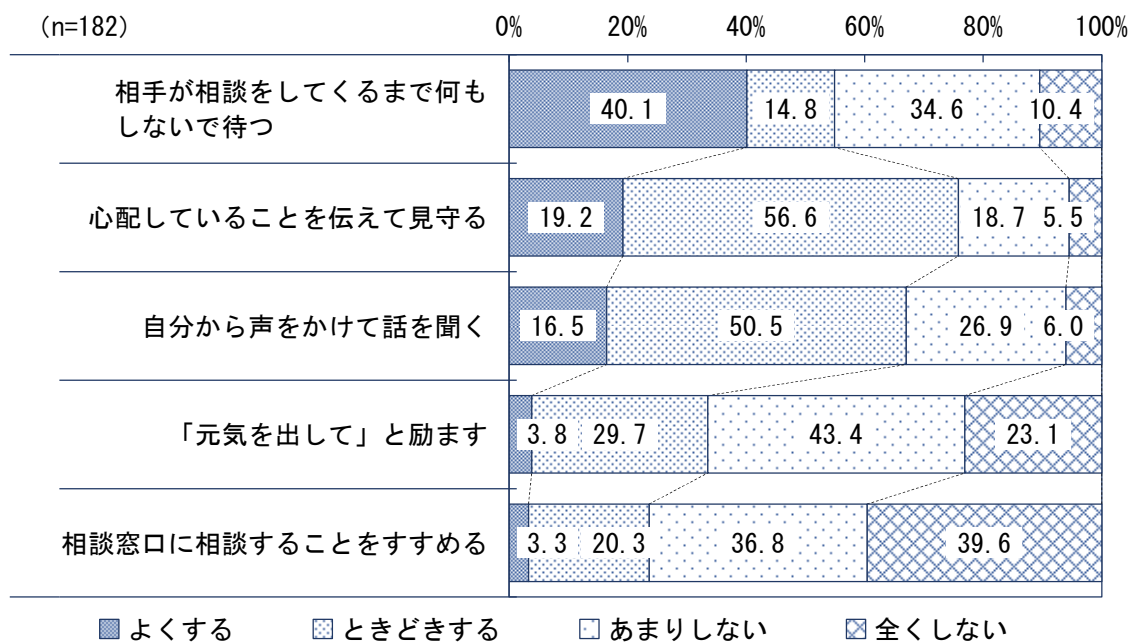
図表2-16 今後、悩みやストレスを感じたときの相談で利用したい方法



③ 身近な人がいつもと違った様子で辛そうに見えたときの対応について

身近な人がいつもと違った様子で辛そうに見えたとき、どのように対応するかたずねたところ、「よくする」と「ときどきする」とを合わせた割合は、「心配していることを伝えて見守る」や「自分から声をかけて話を聞く」などの対応をとると回答した割合が高くなっています。一方、「相談窓口に相談することをすすめる」と回答した割合は低くなっています。

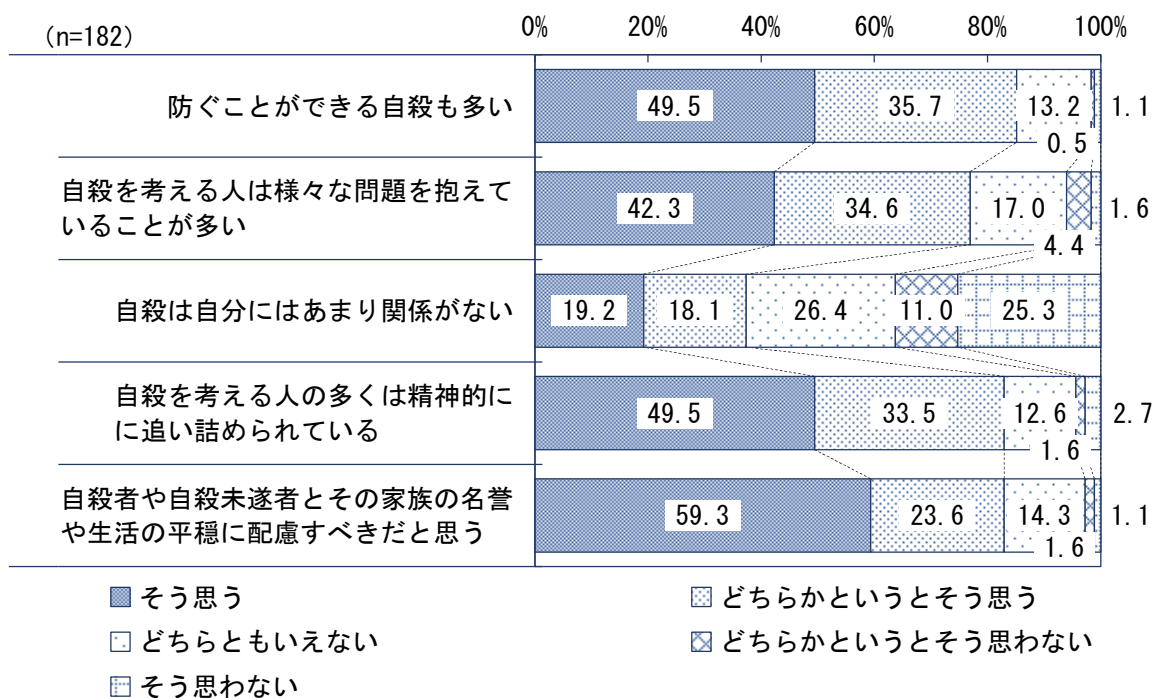
図表2-17 身近な人がいつもと違った様子で辛そうに見えたときの対応



④ 自殺に対する認識について

自殺に対してどのように認識しているかたずねたところ、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合は、「防ぐことができる自殺も多い」が85.2%と最も高く、次いで、「自殺者や自殺未遂者とその家族の名誉や生活の平穩に配慮すべきだと思う」が82.9%、「自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められている」が76.9%となりました。一方で、「自殺は自分にはあまり関係がない」は37.3%となっています。

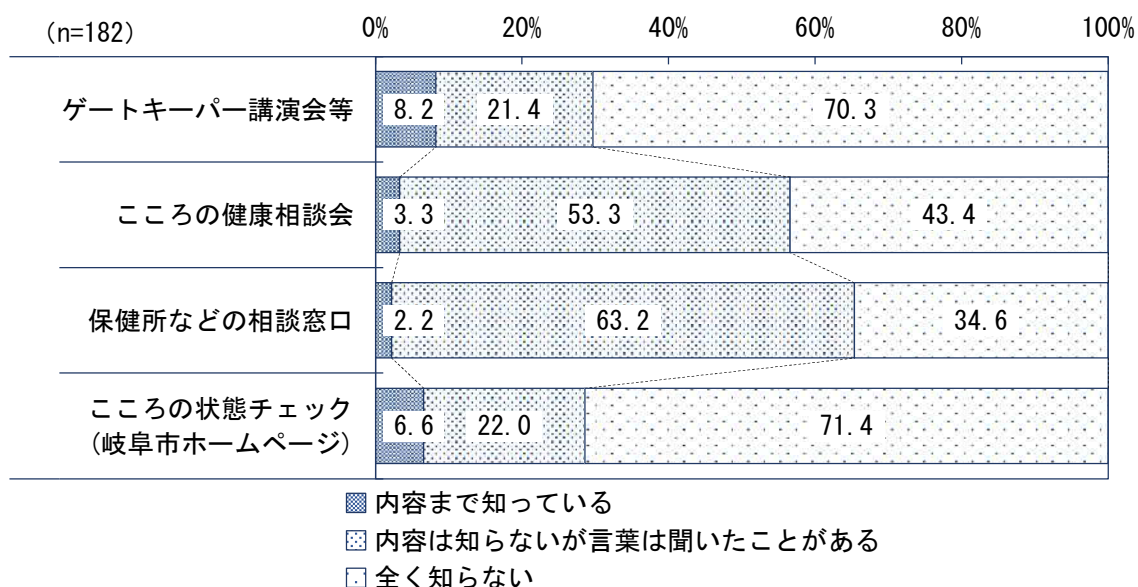
図表 2-18 自殺に対する認識



⑤ 自殺対策の認知度について

本市の自殺対策についてどの程度知っているかたずねたところ、「内容まで知っている」と「言葉は聞いたことがある」を合わせた割合は、「保健所などの相談窓口」が65.4%、「こころの健康相談会」が56.6%と高い割合となっています。一方、「ゲートキーパー講演会等」は29.6%、「こころの状態チェック」は28.6%にとどまっています。

図表2-19 本市の自殺対策についての認知度



*ゲートキーパー講演会等

「ゲートキーパーは誰でもなることができる」ことを周知し、一人でも多くの人に「ゲートキーパー」を理解してもらうために、精神科医や精神保健福祉士等により講演会を実施するとともに、市職員が地域（学校や施設等）に出向き出前講座を実施。

*こころの健康相談会

精神疾患に関し心配がある人やその家族に対し、精神科医師による相談会を実施。

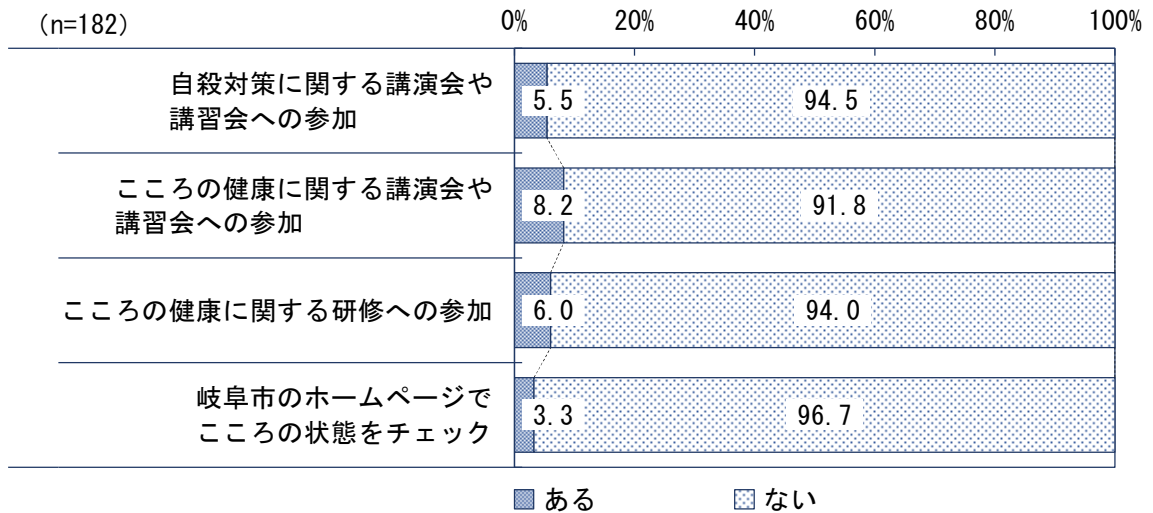
*こころの状態チェック

うつ病の早期発見、早期治療のため、WEBで心の状態が自己チェックできるメンタルヘルスチェックシステムを配信。

⑥ 自殺対策の取り組みへの参加状況・関心について

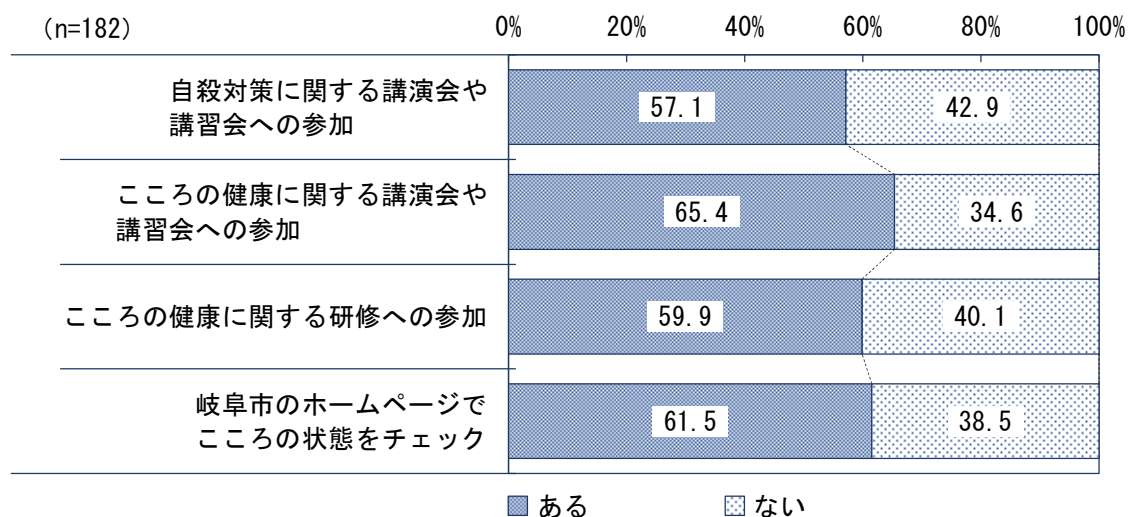
本市の自殺対策の取り組みへの参加状況についてたずねたところ、参加したことが「ある」と回答した割合は、いずれの取り組みに対しても10%以下とわずかとなっています。

図表2-20 本市の自殺対策の取り組みへの参加状況



一方、本市の自殺対策の取り組みへの関心についてたずねたところ、「こころの健康に関する講演会や講習会への参加」が65.4%、「岐阜市のホームページでこころの状態をチェック」が61.5%、「こころの健康に関する研修への参加」が59.9%、「自殺対策に関する講演会や講習会への参加」が57.1%と、いずれも高い割合となっています。

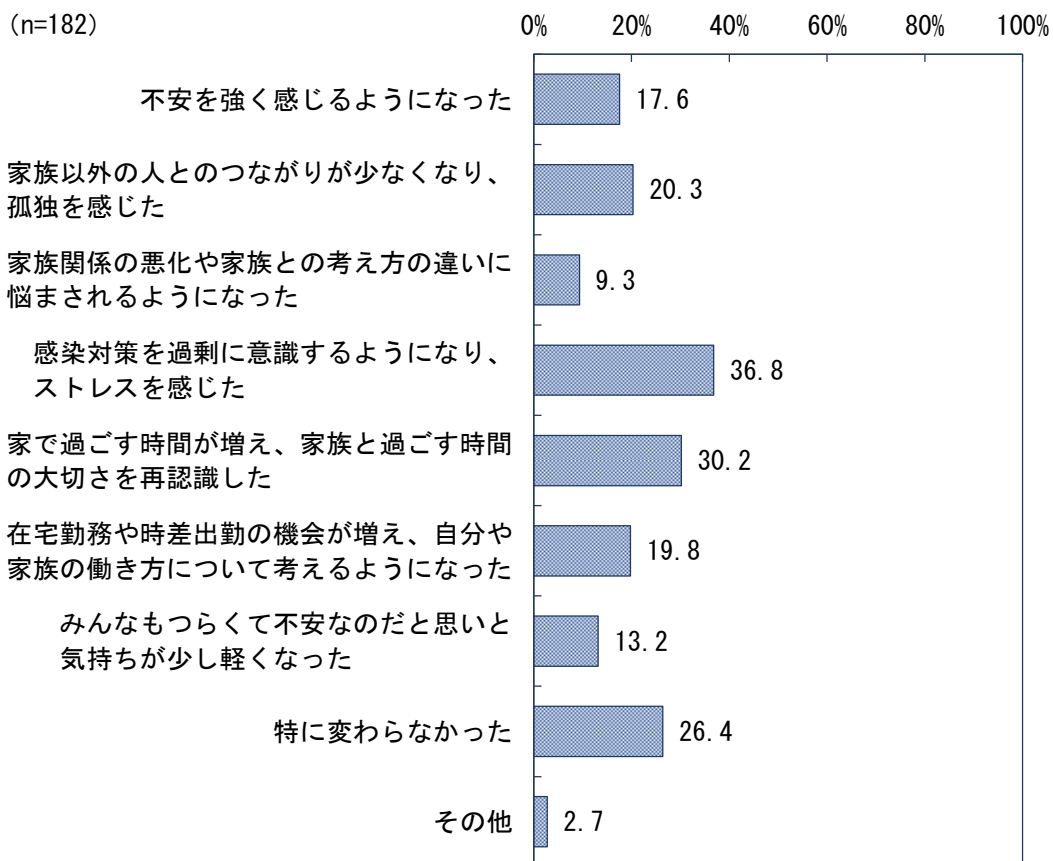
図表2-21 本市の自殺対策の取り組みへの関心度



⑦ 新型コロナウイルス感染症による影響について

新型コロナウイルス感染症の発生以降、気持ちに変化があったかたずねたところ、「感染対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた」が36.8%、「家族以外の人とのつながりが少なくなり、孤独を感じた」が20.3%、「不安を強く感じるようになった」が17.6%と、自殺リスクに結びつく気持ちの変化を感じた人がいる一方で、「家で過ごす時間が増え、家族と過ごす時間の大切さを再認識した」が30.2%と、メンタルヘルスとしてプラスに感じている人も一定程度いるという結果となっています。

図表 2-22 新型コロナウイルス感染症の発生以降の気持ちの変化（複数回答）

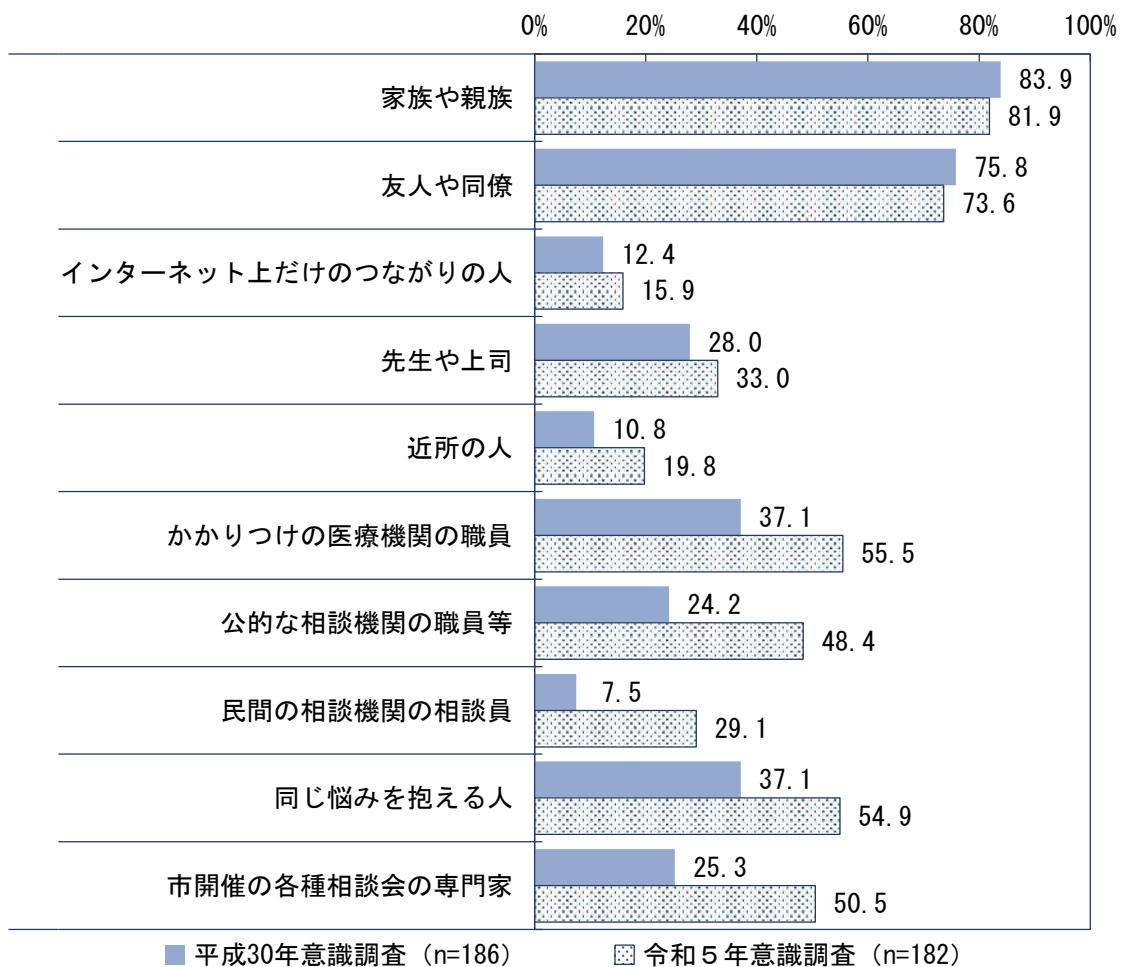


(3) 平成30（2018）年の意識調査の結果との比較について

① 悩みやストレスを感じた時の相談したい相手先について

今回の意識調査の結果と平成30（2018）年に実施した意識調査の結果を比較してみると、悩みやストレスを感じた時に今後相談したい相手先としては、「家族や親族」、「友人や同僚」が高い割合を維持しているものの若干減少しています。その一方で、「かかりつけの医療機関の職員」、「公的な相談機関の職員など」、「民間の相談機関の相談員」、「市が開催する各種相談会の専門家」の割合が大きく増加しており、専門職が担う役割が増えてきていると考えられます。また、「同じ悩みを抱える人」の割合も大きく増加しており、身近な者や専門機関以外の重要な相談先として期待されます。

図表2-23 悩みやストレスを感じた時の相談相手について（平成30年の意識調査の結果との比較）

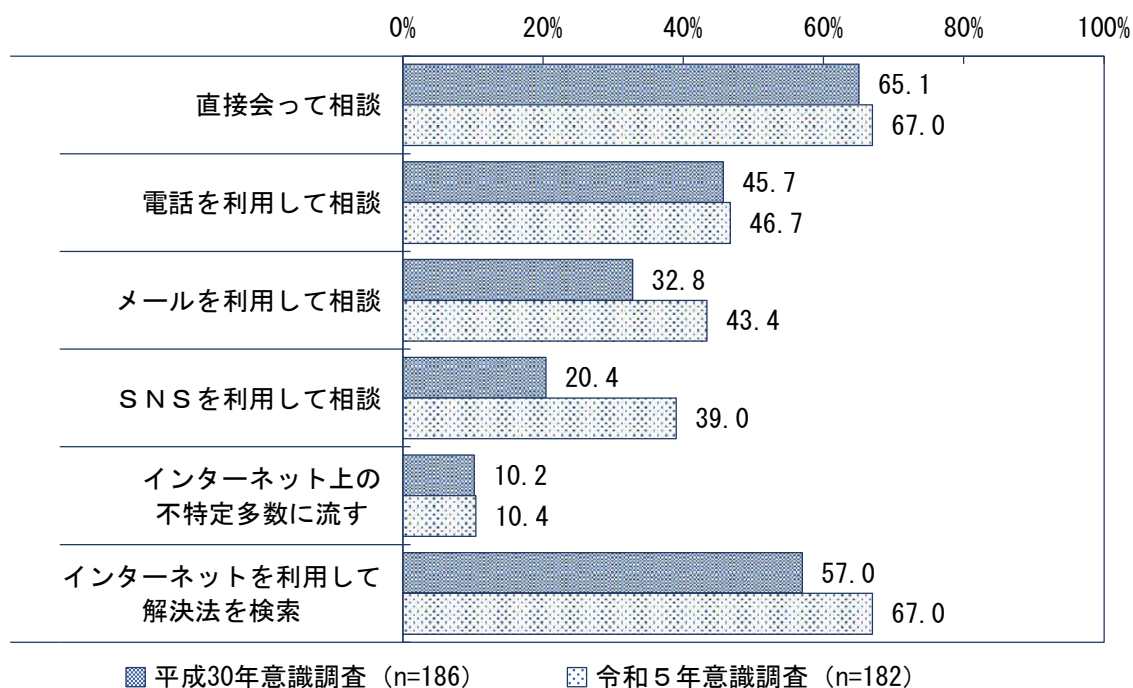


② 悩みやストレスを感じた時の相談したい方法について

今回の意識調査の結果と平成30（2018）年に実施した意識調査の結果を比較してみますと、悩みやストレスを感じた時の相談方法としては、「メールを利用して相談する」、「SNSを利用して相談する」と回答する人が大きく増加しており、相談方法が多様化していることがうかがえます。

前頁の統計（悩みやストレスを感じた時の相談したい相手先について）において、「公的な相談機関の職員など」、「民間の相談機関の相談員」、「同じ悩みを抱える人」の割合が大きく増加しているのは、相談方法の多様化によることが大きいと推測されます。

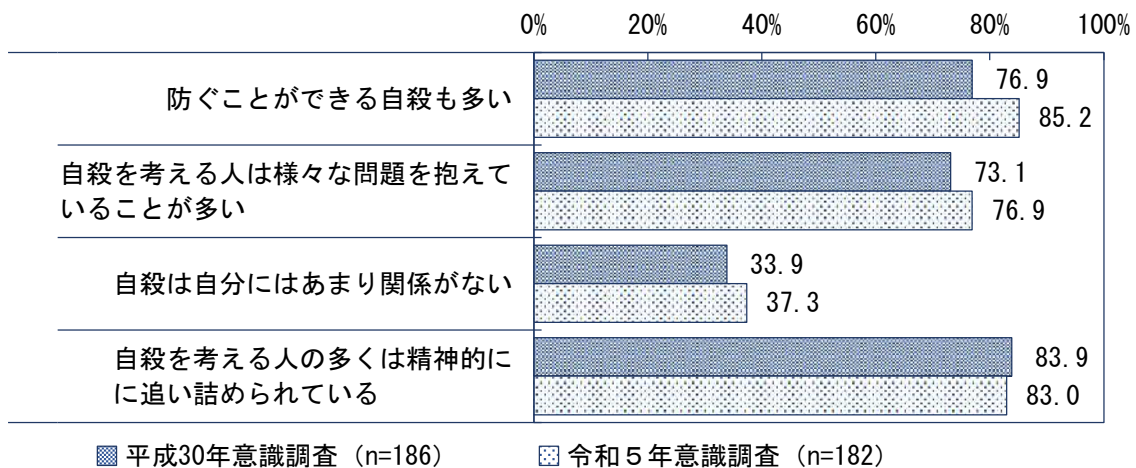
図表 2-24 悩みやストレスを感じた時の相談方法について（平成30年の意識調査の結果との比較）



③ 自殺に対する認識について

自殺に対する認識（各項目について「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合）について、平成30（2018）年の意識調査の結果と比較すると、「防ぐことができる自殺も多い」が8ポイント程度上昇しており、自殺が「防ぐことができる問題」との認識が高まっていることがうかがえます。一方、「自殺は自分にはあまり関係がない」については、平成30（2018）年の意識調査と令和5（2023）年の意識調査ともに割合としては低いものの、4ポイント程度増えていることから、自殺は「誰にも起こり得る問題」との認識を高めていくための啓発活動に取り組む必要があると考えます。

図表2-25 自殺についてどのように思いますか

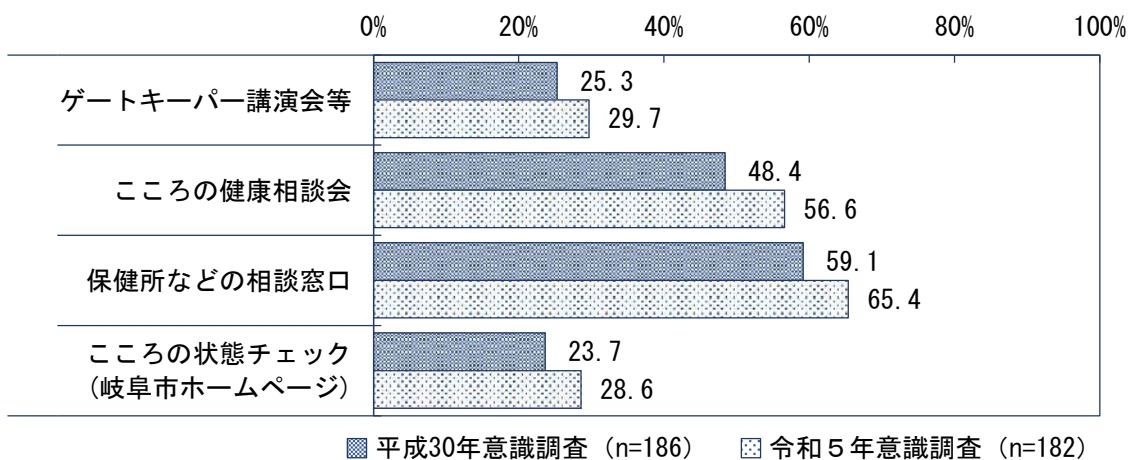


「自殺者や自殺未遂者とその家族の名誉や生活の平穩に配慮すべきだと思う」という選択肢は、平成30年の意識調査において設けていなかったため、ここには掲載していません。

④ 自殺対策の認知度について

本市の自殺対策の認知度（「内容まで知っている」と「言葉は聞いたことがある」を合わせた割合）について、平成30（2018）年の意識調査の結果と比較すると、いずれも若干上昇しているものの、自殺対策の中核の取り組みである「ゲートキーパー講演会等」の認知度は30%程度と低く、より一層、啓発活動に取り組む必要があると考えます。

図表 2－26 本市の自殺対策についての認知度（平成30年の意識調査の結果との比較）



3 第1次計画を踏まえた課題

(1) 第1次計画における取組状況について

本市においては、「誰も自殺に追い込まれることのない岐阜市」を目指し、岐阜市全体で自殺対策に取り組むため「岐阜市自殺対策計画」を平成30(2018)年度に策定しました。この中で、自殺対策の数値目標を掲げ、それを達成するため、「いのち支える岐阜市の施策」として12の施策を設定し、169の事業(岐阜市101事業+関係機関等68事業)に取り組みました。

(2) 自殺対策の数値目標に対する進捗状況について

本市の自殺死亡率は、平成27(2015)年の20.0に対し、令和元(2019)年までは低下傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動や社会生活等に影響があったと考えられる令和2(2020)年に16.1と一時的に上昇したものの、令和4(2022)年には15.1となっています。(5頁参照)

第1次計画の最終年である令和5(2023)年の数値目標は14.6であることから、継続した取り組みが必要です。

(3) 地域自殺実態プロフィール及び市政モニター調査から見た課題について

- 性別の自殺死亡率について、平成27(2015)年から令和4(2022)年までの推移をみると、男性は8ポイント、女性は2ポイント低下していますが、更なる自殺対策の取り組みが必要であると考えます。(6頁参照)
- 10歳代から30歳代までの死因の第1位が自殺であることから、これらの年代に対する取り組みの強化が必要であると考えます。(8頁参照)
- 悩みやストレスを感じたときに相談したことがある相手先として、「家族や親族」と回答した人が約80%、「友人や同僚」と回答した人が約70%となっており、身近な人に相談する割合が高いことから、ゲートキーパーを広く知ってもらうための取り組みは、自殺対策に非常に有効であり、一層取り組んでいく必要があると考えます。(12頁参照)
- 身近な人が辛そうに見えたときの対応として、「相談窓口で相談することをすすめる」と回答した割合が低いことから、各種相談機関の一層の周知が必要であると考えます。(16頁参照)

- 自殺に対する認識について、「自殺は自分にはあまり関係がない」と回答した人が約40%と一定程度いることから、自殺は誰にでも起こり得るという認識を高める取り組みを進める必要があると考えます。（17頁参照）
- 自殺対策に係る講演会・研修への参加について、約60%の人が「関心がある」と回答した一方で、「参加したことがある」と回答した人は非常に少ないことから、これらの講演会・研修の周知方法の見直しや、参加しやすい環境づくりに取り組む必要があると考えます。（19頁参照）

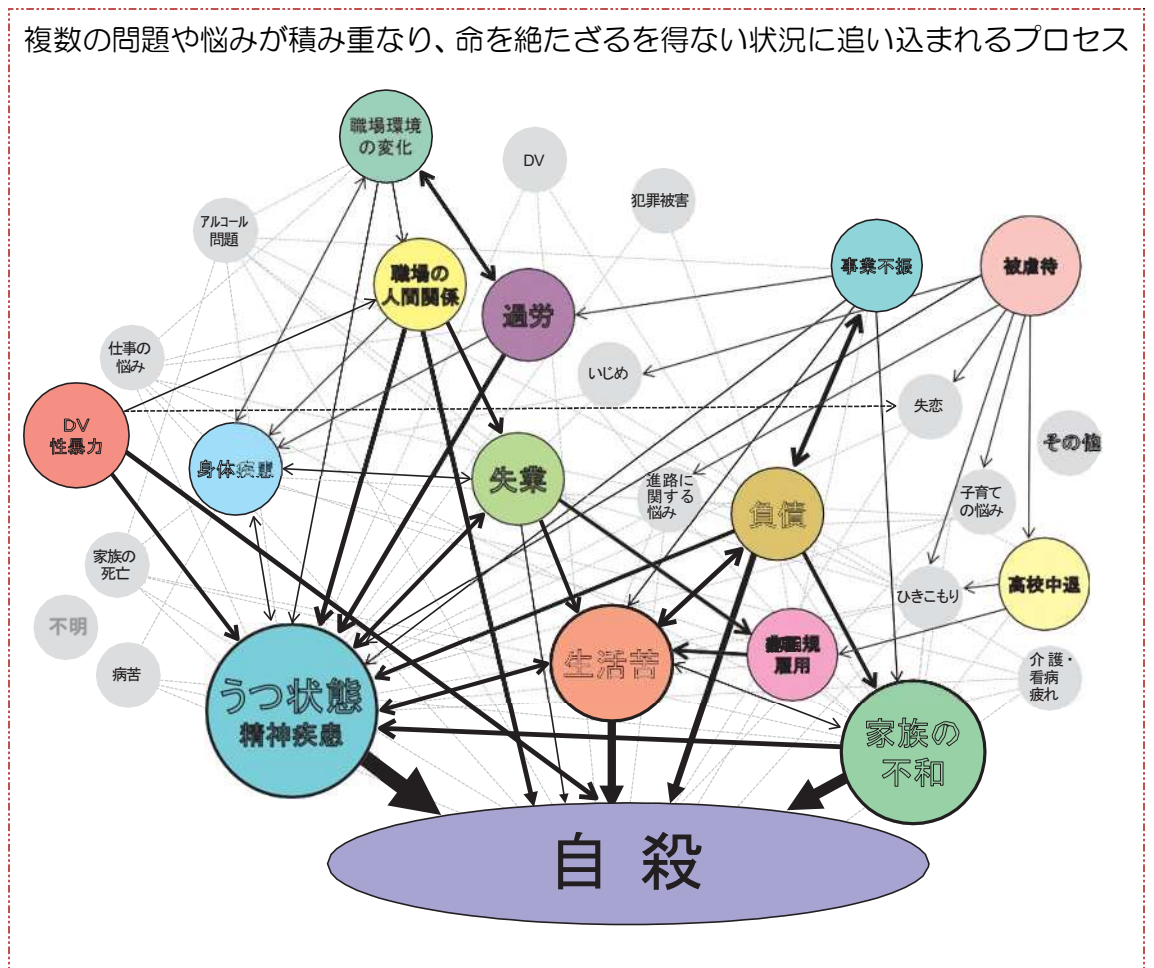
第3章 自殺対策の基本認識等

1 自殺対策の基本認識

自殺は個人の自由な意思や選択の結果によるものではなく、その多くは追い込まれた末での死です。自殺の背景には、職場、学校、家庭等の中での人間関係や健康問題、経済的な問題など、普段の生活の中に、誰もが抱える問題として存在し、社会全体が少なからず影響しています。

この計画に基づき自殺対策を進めるにあたり、「自殺」は、社会全体が抱える問題であり、防ぐことができる問題との認識のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない岐阜市」を目指します。

図表3-1 「自殺実態1000人調査」から見てきた「自殺の危機経路」



(「自殺実態白書2013」(NPO法人ライフリンク発行)より地域保健課にて一部改変)

2 自殺対策の基本方針

(1) 生きることの包括的な支援として推進

◇ 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるとの認識のもと、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開します。

◇ 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす

人は、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まります。自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で「生きることの包括的な支援」として推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

◇ 様々な分野の生きる支援との連携を強化する

自殺に追い込まれようとしている人を自殺から遠ざけ、安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。このような包括的な取り組みを実施するため、様々な分野の施策や人々、組織が密接に連携するよう推進します。

また、自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取り組みが展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野で、生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有していきます。

◇ 精神保健医療福祉の連携を強化する

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に医療につなぐ取り組みにあわせ、その背景にある経済や生活、福祉、家族などに関する様々な問題に包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な支援を受けられるよう取り組みます。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

◇ 対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる

自殺対策の個別の施策は、①個人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、②問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」、③計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」を有機的に連動させることで、総合的に推進します。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

◇ 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には「誰かに援助を求めることが適当である」ということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

◇ 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取り組みを推進する

精神疾患や精神科医療に対する偏見があることから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人がいます。特に、自殺者が多い中高年男性は、心の問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題を深刻化しがちとされています。

一方で、自殺を考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。

誰もが自殺を考えている人のサインに早く気づき、耳を傾け、精神科医等の専門家につなぎ、見守っていけるよう、ゲートキーパー（命の門番）に関する広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況がつけられているだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、遺族等への支援の観点からも、自殺に対する偏見を払拭し、正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいきます。

(5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

本市の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない岐阜市」を実現するためには、民間団体、企業、学校等の関係団体や市民等と連携・協働して市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのためには、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

なお、市には、「地域の実情に応じた施策を策定し、実施する」責務があり、民間団体、企業、学校等の関係団体には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められています。また、市民には、「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが求められています。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえ、このことを深く認識して自殺対策に取り組んでいきます。

3 第1次計画からの主な変更点

令和4(2022)年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱の基本方針に、「自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する」ことが追加されました。本市の自殺対策のすべての取り組みにおいても、このような配慮が必要であるという考えのもと、本計画における自殺対策の基本方針(30頁参照)に、「自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する」ことを新たに盛り込みました。

また、自殺総合対策大綱の重点施策として「女性の自殺対策を更に推進する」ことが追加されました。全国的にみても、自殺者数のうち男性が大きな割合を占めるという状況は続いています。本市における性別の自殺死亡率の推移をみると、女性の自殺死亡率の減少率が低いことを踏まえ、本計画の「いのち支える岐阜市の12の施策」(33頁参照)において、子ども・若者に加え、「女性の自殺対策の更なる推進」を取り組むべき施策として新たに盛り込みました。

4 自殺対策の数値目標

国は、平成29（2017）年7月に策定した「自殺総合対策大綱」において、当面の数値目標として、全国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を令和8（2026）年までに平成27（2015）年と比べて30%以上減少させるとし、平成27（2015）年の18.5 から令和8（2026）年時点で13.0以下とすることを数値目標に掲げました。その後、令和4（2022）年10月に見直された「自殺総合対策大綱」においても、この数値目標は継続されることとなりました。

本市の自殺死亡率を平成27（2015）年の20.0から30%以上減少させることとした場合、令和8（2026）年時点で14.0 以下にすることになりますが、第1次計画では本市の目指すべき目標を国の数値目標と同じ13.0 以下としました。

この計画においても、この数値目標を継続することとし、「自殺死亡率が平成27（2015）年の20.0から令和8（2026）年時点で13.0以下」とすることを目指します。

なお、この計画の期間が令和6年（2024）度から令和10年（2028）度までであることから、この数値目標を達成した場合など、必要に応じて、数値目標を見直していくこととします。

数値目標



(注) 自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数のことをいいます。

第4章 いのち支える岐阜市の自殺対策

本市の自殺の現状（「地域自殺実態プロファイル」からみる現状）は、全国及び岐阜県と比べて、自殺死亡率がやや低く推移しているものの、平成 29（2017）年以降、ほぼ横ばいの状況になっています。年齢別にみた自殺者数は、第1次計画の策定以前では60歳代が最も多く、次いで50歳代、40歳代となっていました。近年では40歳代が最も多く、次いで70歳代、50歳代と状況が変わってきていることがうかがえます。性別にみた自殺死亡率は、平成 27（2015）年に比べて令和 4（2022）年では、男性が8ポイントの低下したものの、女性は2ポイントの低下にとどまっています。また、死因を年齢別にみると、自殺が10歳代から30歳代までの死因の第1位となっており、全国及び岐阜県においても同様の傾向となっています。

こうした状況を踏まえ、本市の自殺対策は、国の「自殺総合対策大綱」に掲げる当面の重点施策に即しつつ、本市の実情を考慮し、次の12の施策を掲げ、「誰も自殺に追い込まれることのない岐阜市」を目指して取り組みを推進していきます。

いのち支える岐阜市の12の施策

<p>施策1 地域での実践的な取り組み体制の強化</p>	<p>施策2 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進</p>	<p>施策3 自殺対策の推進に資する調査研究等の利用</p>	<p>施策4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上</p>
<p>施策5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進</p>	<p>施策6 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援</p>	<p>施策7 社会全体の自殺リスクの低下</p>	<p>施策8 自殺未遂者の再度の自殺企図の防止</p>
<p>施策9 遺された人への支援</p>	<p>施策10 民間団体との連携強化</p>	<p>施策11 子ども・若者・女性の自殺対策の更なる推進</p>	<p>施策12 勤務問題による自殺対策の更なる推進</p>

施策1 地域での実践的な取り組み体制の強化

「地域実態プロフィール【2022 更新版】」等から本市の自殺の実態を把握し、関係機関等と情報共有するとともに、様々な分野の地域の人材・資源が連携できるよう、顔の見える関係づくりに努め、地域での実践的な取り組み体制を強化します。

◇ 本市の取り組み

★印：第1次計画以降に追加した取り組み

取り組み	内容	担当課
岐阜市の自殺の現状についての関係機関への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 警察庁統計等から、自殺に関する岐阜市の現状・課題を分析 自殺の現状や自殺対策の取り組みを市ホームページに掲載 	地域保健課
岐阜市保健医療審議会	<ul style="list-style-type: none"> 保健、医療及び福祉関係団体の代表者や学識経験者等が委員となり、自殺対策計画を審議 	保健衛生政策課 地域保健課
岐阜市自殺対策計画庁内連携会議	<ul style="list-style-type: none"> 庁内の関係部署により、自殺対策計画の企画及び立案、各部署の連携及び調整、計画に基づく自殺対策の推進に関する事項を協議 	地域保健課
★ ひきこもり支援に関する連絡協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりの状態にある方が抱える背景や事情に応じて、多様な支援の選択肢を用意するために、地域の様々な関係機関で構成されるプラットフォームを整備し、関係者による支援のネットワークを構築 	ひきこもり相談室

● 関係機関等の取り組み

★印：第1次計画以降に追加された取り組み

取り組み	内容	関係機関名
自殺総合対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者や各分野の関係機関、団体からなる岐阜県自殺総合対策協議会の定期的な開催 県の自殺総合対策行動計画の進捗状況の評価を行うとともに、専門家からの意見の聴取や取り組みの検討等実施 	岐阜県保健医療課
自殺統計資料の提供	<ul style="list-style-type: none"> 自殺に関する実態調査への活用のため警察の統計資料を警察庁ホームページを介して提供 	岐阜県警察本部

取り組み	内容	関係機関名
地域自殺対策推進センター事業	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村への情報提供、計画策定支援等 ◇保健所主催の自殺対策に関する圏域連絡会議での情報提供 ◇市町村及び保健所からの求めに応じた支援 ◇市町村自殺対策計画策定の進捗状況に関する調査の実施及び市町村への還元 	
★ ひきこもり地域支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> • 相談支援 ◇本人及び家族に対して精神科医師やひきこもり相談員が定期的に面談を実施 ◇各圏域に出向き、個別相談会を開催 • 当事者及び家族支援 ひきこもりの理解や対応方法を学んだり、家族の孤立を予防するための支援 ◇当事者及び家族のグループ交流会を開催 ◇家族向け学習会やライフプラン相談会を開催 • 居場所づくり支援 本人及び家族の孤立・孤独を防ぎ、社会とのつながりを回復するために、圏域ごとに居場所を設置し、定期的を開催 	岐阜県 精神保健福祉センター

施策2 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として誰もが受けられる必要な支援であるということを市民に広く啓発します。また、市民の自殺に対する誤った認識や偏見を取り除き、悩みを抱えた人に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて、関係機関等につなぐ市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう教育活動・広報活動を通じて啓発します。

◇ 本市の取り組み

★印：第1次計画以降に追加した取り組み

取り組み	内容	担当課
ゲートキーパーの周知	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医師、精神保健福祉士等によるゲートキーパー講演会を開催 市職員が講師となり地域（学校や施設等）に出向きゲートキーパーに関する出前講座を実施 	地域保健課
自殺対策に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策に関する関係機関との情報共有、市ホームページや広報ぎふ、SNS、ラジオ等を用いて情報発信 	
図書館資料による啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防週間や自殺対策強化月間にあわせ、図書館内で関連図書の展示を行うことにより啓発 	図書館
★ ひきこもりに関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりについて市民の理解を深めるため、講演会の開催や市ホームページを活用した情報発信を行う 	ひきこもり相談室
自殺対策キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）における横断幕・のぼりの設置、公共施設等で啓発グッズを配布しうつ予防を啓発 	地域保健課 保健センター
地域住民の閉じこもり予防、見守りの実施	<ul style="list-style-type: none"> 心身に不調を抱える人が地域で安心して生活できるよう、地域の民生児童委員や社会福祉協議会等と情報を共有し、閉じこもり予防や見守りを実施 	保健センター
高齢者への見守りや相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター等において、うつ、認知症状がみられる人の把握と早期受診勧奨 高齢者の生活や健康等の悩みごとの相談や支援 	高齢福祉課

● 関係機関等の取り組み

取り組み	内容	関係機関名
自殺予防週間、自殺対策強化月間等における啓発	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや啓発キャンペーンを活用し、いのちの大切さや自殺に関する正しい知識の普及啓発 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができるよう県民の気づきを高める啓発事業を実施 	岐阜県 保健医療課
いのちの教育出前講座	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県警察学校において、警察学校初任科生に対して講座を開設 	岐阜県 警察本部
看護の日 岐阜県大会	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防啓発のチラシ等の配布 	公益財団法人 岐阜県看護協会
ふれあい看護体験	<ul style="list-style-type: none"> 県内の医療機関において中学生・高校生を対象に、看護体験を実施し、いのちの尊さを学ぶ機会を提供 	
出前授業	<ul style="list-style-type: none"> 看護師が高校や中学校にて出前講座（看護職の紹介、いのちの大切さ等）を実施 	
こころを守る講演会	<ul style="list-style-type: none"> 県民や保健福祉関係者を対象とした講演会を年1回開催 	岐阜県 精神保健福祉センター
自殺予防週間、自殺対策強化月間でのポスター掲示	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等が作成したパンフレット等の配布や会員医療機関を含む施設での設置 	一般社団法人 岐阜市医師会

施策3 自殺対策の推進に資する調査研究等の利用

国や岐阜県、その他の様々な機関が保有する自殺の実態や経緯の調査研究資料を収集・利用し、本市における自殺対策の実践に生かします。

◇ 本市の取り組み

取り組み	内容	担当課
自殺対策取り組み事例の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策の取り組みに関する情報収集 	地域保健課
救急事例調査	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部が所有する救急事案管理データから、「自損行為」の実態（時間帯、発生場所区分、傷病程度等）についてデータ収集し、検討資料として関係機関へ提供 	消防本部 救急課
健康基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> ぎふ市民健康基本計画策定の基礎資料とするため、市民に対し、心理的領域を含む生活の質等に関する調査を実施 	健康増進課

施策4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上

自殺対策に関わる人材の確保や資質等の向上を図るため、幅広い分野で自殺対策の教育や研修等を行います。さらに、地域の人的資源と連携し、包括的な支援の体制づくりを推進します。

また、ゲートキーパーの役割を広く市民に理解してもらえるように普及啓発の活動に努めます。

◇ 本市の取り組み

取り組み	内容	担当課
精神保健福祉従事者研修会	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉に従事する市職員（保健師や精神保健福祉相談員）の資質の向上を図るため、精神科医師による研修を実施 	地域保健課
母子保健従事者研修会	<ul style="list-style-type: none"> 生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問する母子訪問指導員や母子健康包括支援センター業務に関わる職員等の資質の向上を図るため、妊産婦のメンタルヘルス等に関する研修会を開催 	健康増進課
医療従事者研修会	<ul style="list-style-type: none"> 自殺企図者の受け入れと退院に向けた地域連携について研修を実施 	市民病院 精神科部
ゲートキーパーの周知	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医師、精神保健福祉士等によるゲートキーパー講演会を開催 市職員が講師となり地域（学校や施設等）に出向きゲートキーパーに関する出前講座を実施 	地域保健課

● 関係機関等の取り組み

取り組み	内容	関係機関名
ゲートキーパーの周知	<ul style="list-style-type: none"> 各保健所において講座を開催し、こころの健康や自殺予防に関心を持ち、身近な人の見守りや声掛けができるよう啓発 	岐阜県 保健医療課
精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> 地域における指導者（市町村、保健所、福祉関係者や教育関係機関等）を対象に、自殺対策の施策に関する研修会を開催 <p><研修会テーマ例> 「SOSの出し方教育」、「高齢者のうつ病」、「生活困窮者支援」等</p>	岐阜県 精神保健福祉センター

取り組み	内容	関係機関名
自殺予防研修	<ul style="list-style-type: none"> 地域の保健師、訪問看護師、医療機関の看護職などが自殺予防の基本的支援方法について具体的に学ぶ研修を実施 	公益財団法人 岐阜県看護協会
ゲートキーパーの周知	<ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパーを周知する講座に講師を随時派遣 	岐阜県自死 遺族の会 「千の風の会」

施策5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進

職場、地域、学校における心の健康を保持・増進するための環境整備の取り組みを推進します。

◇ 本市の取り組み

取り組み	内容	担当課
スペシャリストサポートの活用	<ul style="list-style-type: none"> 突発的な事故が発生した場合や自殺につながる問題等が発生する可能性がある学校へ専門的な知識を有する人材を派遣 対応策についての助言及び関係機関との連携による指導体制の確立 	学校安全支援課
スクールカウンセラー等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー（児童生徒の臨床心理に関する専門的な知識及び経験を有する者）及びそれに準ずる者（スクール相談員）を学校に配置 	
スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの活用	<ul style="list-style-type: none"> 不登校やいじめ等の生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ支援を行うスクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーを学校に派遣し、教育相談体制を充実 	
ほほえみ教育相談員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校におけるいじめ、不登校への対応を図ることを目的に、教育相談員を学校に配置 不登校児童生徒の家庭訪問を中心とした訪問型支援によるふれあい活動等を通して、学校復帰を支援 	
総括安全衛生委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること、教職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関することなどを調査審議（年2回） 	学校指導課
公立学校共済組合による心の健康チェック	<ul style="list-style-type: none"> 教職員のストレスチェック受検を行い、必要に応じて医師による面接を実施（10月頃） 	
安全衛生推進者研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の健康の保持増進を図るための取り組みや快適な職場環境づくりの推について協議 	

取り組み	内容	担当課	
介護予防健康セミナーの実施	<ul style="list-style-type: none"> フレイル（加齢とともに運動機能、認知機能が低下した状態）やロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防、認知症や閉じこもりの予防など介護予防について啓発するため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が、地区公民館等において健康セミナーを開催 	健康増進課 保健センター	
ぎふ市民健康まつりの開催	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康意識の向上を図り、疾病予防及び健康増進につなげるため、市民参加型の健康まつりを開催 メンタルヘルスコーナーを設けるなど、健康に関する様々な情報を提供 	健康増進課 地域保健課 保健センター	
健康相談及び健康教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地区公民館や保健センター等で、保健師や精神保健福祉相談員による健康相談や健康教育を実施 	地域保健課 保健センター	
法律とこころの健康相談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士による法律相談と臨床心理士によるこころの相談会を実施（年3回） 	地域保健課	
市職員向け	過労死等防止	<ul style="list-style-type: none"> 過労死等防止啓発月間（11月）を設置 岐阜市過労死等防止強化週間を設置（11月後半の約2週間） 	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> 過労死等防止対策会議を設置 	職員厚生課
	ハラスメント防止	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメント防止強化月間（8月）、ハラスメント・ゼロの日（8月10日）を設置 ハラスメント相談員による対応 ハラスメント防止委員会の設置 外部機関によるカウンセリング勧奨 	人事課
	過重労働対策	<ul style="list-style-type: none"> 朝型勤務、ノー残業デーを実施 人事考課制度におけるワーク・ライフ・バランス特別加算を導入 	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> 長時間勤務者に対し健康管理医の面接を実施 	職員厚生課
職員研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> よりよい職場環境の醸成を図るマネジメント手法を組み込んだ基本研修及びハラスメント防止に向け、具体事例を盛り込んだ特別研修の実施 キャリア形成における不安解消を図るため、主に女性職員を対象とした支援研修の実施 風通しのよい職場風土の醸成に向けた職場研修の実施 	職員育成課	

取り組み	内容	担当課
市職員向け 職員のメンタルヘルス対策	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のセルフケアを目的とした研修の開催 ・相談窓口及びメンタルヘルスに関する情報の提供 ・ラインケア（管理監督者が労働者の心の健康の保持増進のために行う活動）拡充のための管理職研修、職場巡視の実施 ・ストレスチェックの実施及び集団分析結果に基づく職場環境改善の推進 ・保健師、健康管理医及び外部専門カウンセラーによる相談体制の整備 ・退職者の療養及び復職支援の実施 	職員厚生課

● 関係機関等の取り組み

★印：第1次計画以降に追加された取り組み

取り組み	内容	関係機関名
精神保健福祉相談	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の各保健所において、精神科医師による本人や家族のこころの相談を実施 	岐阜県 保健医療課
法律とこころの相談	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の各保健所において、弁護士と臨床心理士等による相談会を開催 ・経済問題や法律问题等の分野にまたがる相談に包括的に対応 	
インターネット等を活用した相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者・女性等が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、早期に適切な相談機関につながるができるよう、インターネットや SNS 等を活用した相談窓口の周知 	
かかりつけ薬局・薬剤師による見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症やうつなどの心の問題を抱えている市民へ各薬局の薬剤師による見守りを推進 	一般社団法人 岐阜市薬剤師会
メンタルヘルスガイドブックの作成とホームページへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者等から自助グループやメンタルヘルスに関する相談機関等、新しい情報を収集し、「メンタルヘルスガイドブック」の改訂版を作成 	岐阜県 精神保健福祉センター
適切な関係機関の教示	<ul style="list-style-type: none"> ・警察安全相談や少年相談等において相談内容に応じて、適切な関係機関を教示 	岐阜県 警察本部
カウンセラーの派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等に、臨床心理士・公認心理師を派遣 	岐阜県臨床 心理士・公認 心理師協会
安全衛生管理自主点検	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者数50人以上の事業場を主たる対象としてメンタルヘルス対策を含む自主点検を実施 	岐阜労働基準 監督署

取り組み	内容	関係機関名
メンタルヘルス対策に係る個別指導等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック未実施が疑われる事業場に対する個別指導、周知・啓発のための講習会の実施 	岐阜労働基準監督署
産業保健関係者への専門的研修	<ul style="list-style-type: none"> ・産業医、保健師、衛生管理者、産業看護職等の産業保健関係者等への専門的研修の実施 	岐阜産業保健総合支援センター
中小規模事業場の管理監督者・若者労働者向けメンタルヘルス教育	<ul style="list-style-type: none"> ・管理監督者等を対象としたメンタルヘルス教育の方法の教示 ・就労して間もない若年層の自殺予防対策のため、セルフケアを促進するための教育実施 	
メンタルヘルス対策個別訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中小規模事業場のメンタルヘルス対策の促進のため、またストレスチェック制度の導入等、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の要請により、個別訪問による支援を実施 	
★ 団体経由産業保健活動推進助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、保健師等の産業保健スタッフによる労働者に対するメンタルヘルスに係る健康相談対応や、心の健康づくり計画を策定してメンタルヘルス対策を行うことによる職場環境改善支援等に対する助成 	
「こころの日」	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象にメンタルヘルスに関する普及啓発を目的としたイベント、健康相談、心の相談、物忘れチェック、ストレステスト等を実施 	
「こころの耳」の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト*「こころの耳」をポスター掲示等で普及（*さまざまな疑問に対応できるように情報を一元化し事業者・労働者・家族等への的確な情報提供の基盤を整備しているサイト） 	公益財団法人 岐阜県看護 協会
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・こころに不安を抱えながら働いている看護職員への総合相談を実施 	
電話相談	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の研修を修了し認定を受けた電話相談員が、ひとりで悩み苦しむ自殺しようと思いつめている人の相談に匿名で対応 <日時>19時～22時/毎日、第1・3土曜は8時～19時 毎月10日フリーダイヤル（24時間対応） 	NPO法人 岐阜いのちの 電話協会
メール相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりで悩み孤立感に苦しんでいる人の相談にメールで対応（受信後5日以内に返信） 	
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・機関紙の発行（年2回）、市民公開講座の開催やポスター、リーフレット等を用いた広報活動を実施 	

施策6 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援

自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、必要に応じて、確実に精神科医療につながるように支援します。また、その人が抱える様々な問題・課題に包括的に対応ができるよう精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。

◇ 本市の取り組み

★印：第1次計画以降に追加した取り組み

取り組み	内容	担当課
セルフケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> うつ病の早期発見、早期治療のため、WEB で心の状態が自己チェックできるメンタルヘルスチェックシステムを配信 利用促進のための普及啓発活動を実施 	地域保健課
精神科医によるこころの健康相談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医による相談会を保健所にて実施 	
★ ひきこもり相談室の設置	<ul style="list-style-type: none"> 福祉部内にひきこもり相談室を設置し、まずは相談に乗ってほしい、居場所が欲しいというスモールステップでの支援が必要な方に寄り添って、伴走型支援を実施 	ひきこもり相談室
障害者相談支援機能強化事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援するため、障がいのある人、保護者または支援する人等の総合的、専門的な相談に応じ、必要な情報の提供や助言等、権利擁護のために必要な援助を実施 	
地域活動支援センター（精神障害者地域活動支援センター）の設置	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がいのある人がその有する能力に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう法律等に基づき、精神障がいのある人に対し、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜供与を実施 医療、福祉及び地域社会の連携強化、ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を実施 	障がい福祉課
障害福祉サービスの利用に関する相談及び認定調査	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）等に関する相談及び認定調査 	地域保健課 保健センター

● 関係機関等の取り組み

取り組み	内容	関係機関名
かかりつけ医うつ病 対応能力向上及び 関連研修参加への協 力	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県医師会が開催する研修会に関し、会員への周知について協力 	一般社団法人 岐阜市医師会
知的障害者との相談 事業（岐阜県受託事 業）	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉専門的支援人材研修事業にて専門的技術を習得し、電話相談事業を実施 	一般社団法人 岐阜県手を つなぐ育成会

施策7 社会全体の自殺リスクの低下

自殺のリスクを低下させるため、保健福祉サービスの利用を促進する等により「生きることの阻害要因」を減らし、あわせて「生きることの促進要因」を増やす取り組みを推進していきます。

◇ 本市の取り組み

★印：第1次計画以降に追加した取り組み

取り組み		内容	担当課
	生活保護制度	<ul style="list-style-type: none"> 要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族等の申請に基づいて開始し、厚生労働大臣の定める基準に基づき算定した要保護者の需要を基として、そのうち、その人の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を支給 	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮する人の生活再建を図るために、その人が抱える複合的な相談に応じ、関係機関の連絡調整やその他の社会資源活用を実施 	生活福祉一・二課
	住居確保給付金	<ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援事業で相談した生活困窮者のうち、離職して2年以内の求職活動中の人等に居住する住宅の家賃について一部または全部を支給 	
	寄り添い型学習支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 養育環境、学力の遅れ等の問題を抱えている生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の小中学生・高校生に対し、健全な生徒の育成と自己肯定感を育み、貧困の連鎖を断ち切るため、教育支援員の勧めにより学習支援事業等を実施 将来選択の幅を広げ、自立した生活が送れるよう支援を実施 	
	就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 長期間就労していない人や就職しても人間関係等ですぐに退職してしまう人、就労に不安がある人に対し、職業体験（農作業、印刷、カフェ、紙のリサイクル等）を通じ、将来に向けた社会参加を促し、就労に向けた支援の実施 	
	社会的居場所づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり等で昼夜逆転していたり、公共交通機関の利用の仕方が分からない等、社会性の不足する人に対し、人間関係の構築や軽作業等の職業体験等を行うことができる「社会的居場所」を提供、自己肯定感を醸成することで、次の段階（短時間就労等）に移行していけるよう支援 	

取り組み	内容	担当課
中国残留邦人等生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国の社会保障制度におけるセーフティネットとしての生活保護制度を準拠し、中国残留邦人等及び特定配偶者の世帯の収入額（満額支給される老齢基礎年金は除外）が、生活保護法の最低生活費基準額に満たない場合にその不足分を支給 ・老後の所得保障の基本である公的年金制度を活用。国が保険料の追納額を全額負担し、老齢基礎年金を満額で支給 ・必要に応じ、住宅扶助・介護扶助・医療扶助・葬祭扶助等に相当する給付を実施 	生活福祉一・二課
高齢者の権利擁護に関する冊子の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の「見守り」「高齢者虐待」「認知症」「消費者トラブル」等の権利擁護に関する冊子を作成し、窓口等で配布 	高齢福祉課
性的少数者への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、誰もが「自分らしく」生きられる社会となるよう、性的少数者に関する情報提供や学習機会を提供 ◇女性センターにおいて、性的指向や性自認に関する講座・セミナーの開催、性に関する相談窓口 	男女共生・生涯学習推進課
児童虐待相談及び養護相談	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者総合支援センター内に、子ども家庭総合支援拠点及びこどもサポート総合センターを設置し、相談等を実施 ◇児童虐待相談・通告 ◇要保護児童対策地域協議会の運営 ◇居所不明児童対策 ◇養護相談・養育支援訪問事業 ◇児童虐待防止啓発 	子ども・若者総合支援センター
ひとり親支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立に結び付けるために、ひとり親家庭に寄り添い、適切な支援や各種制度の周知を実施 ◇母子・父子自立支援員による相談 ◇就業支援専門員による相談 ◇経済的自立や生活の安定を目的とした貸付等 	子ども支援課
配偶者等からの暴力（DV）に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力（DV）に関する相談支援の実施 	
岐阜市親と子のハンドブック「ぶりあ」の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、子育てに関し、利用できるサービスや相談支援機関などの情報を掲載したハンドブックの作成・配布 	子ども政策課

取り組み	内容	担当課
人権パネル展の開催	<ul style="list-style-type: none"> 命の大切さを伝えるため人権パネル展を実施 	人権啓発センター
民生委員・児童委員活動	<ul style="list-style-type: none"> 行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」として、地域住民からの様々な相談に対応 	福祉政策課
安否情報ダイヤルイン事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者世帯、障がいのある人の世帯、ひとり親世帯等の孤立防止をさらに強化するため、市民、事業者等から地域住民の安否情報を24時間365日受け付ける専用電話を設置 	
社会的弱者サポートネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、児童、障がいのある人等の社会的弱者が行方不明になった場合に、早期発見・早期保護と適切な事後措置を図るため、警察が実施機関（市、中央子ども相談センター、消防本部等）及び協力団体機関に情報提供できるネットワークを構築 	
★ 重層的支援体制整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が抱える複雑・複合化した困りごとや制度の狭間にある支援ニーズを断らずに受け止め、適切な支援機関につなげられるよう、円滑なネットワークを整備 	重層的支援推進室
市民相談	<ul style="list-style-type: none"> 市民の日常生活での困りごとや悩みごとに対して、適切なアドバイスや関係機関等の紹介などを行う15の無料専門相談窓口（法律相談、くらしの相談、交通事故、税務、登記、建築等）を開設。市政に関する相談は職員が適切な窓口（担当部署）を案内 	市民相談室
★ ひきこもり支援のためのガイドラインの整備	<ul style="list-style-type: none"> 家族や支援者を対象としたひきこもり支援のためのガイドラインを作成 	ひきこもり相談室
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 電話や面談により、健康に悩みがある人やその家族の相談に対応 	保健センター
精神保健福祉相談	<ul style="list-style-type: none"> 電話や面談により、メンタルヘルスに悩みがある人やその家族の相談に対応 	地域保健課 保健センター
精神保健福祉ガイドブックの発行	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がいのある人や家族が利用できるサービス、相談支援機関、うつ・自殺予防に関する情報を掲載した「精神保健福祉ガイドブック」を作成し、相談時に配布 	地域保健課

● 関係機関等の取り組み

★印：第1次計画以降に追加された取り組み

取り組み	内容	関係機関名
★ ひきこもり地域支援センター運営	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援 ◇本人及び家族に対して精神科医師やひきこもり相談員が定期的に面談を実施 ◇各圏域に出向き、個別相談会を開催 当事者及び家族支援 ひきこもりの理解や対応方法を学んだり、家族の孤立を予防するための支援 ◇当事者及び家族のグループ交流会を開催 ◇家族向け学習会やライフプラン相談会を開催 居場所づくり支援 本人及び家族の孤立・孤独を防ぎ、社会とのつながりを回復するために、圏域ごとに居場所を設置し、定期的を開催 	岐阜県 精神保健福祉センター
法律とこころの健康のため相談会	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県主催の「法律とこころの健康相談会」に臨床心理士を派遣し、また、県士会会員は、各々の職場等で「相談会」の広報を実施。 	岐阜県臨床心理士・公認心理師協会
暮らしとこころの総合相談	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県弁護士会主催の「暮らしとこころの総合相談」に臨床心理士・公認心理師を派遣 	
自殺対策啓発活動の周知	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が行う相談窓口等を含めた情報をインターネットや広報、パンフレットなどを活用して情報発信 関係機関の作成したパンフレット等の配布や設置に協力 	
法律とこころの健康相談会	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士と臨床心理士による相談会への弁護士の派遣 	岐阜県弁護士会
暮らしとこころの健康相談会	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士と臨床心理士による無料相談会の開催（年2回） 	
相談窓口情報をわかりやすく情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が行う相談窓口等を含めた情報をインターネットや広報・パンフレットを活用して情報発信 関係機関の作成したパンフレット等の配布や設置に協力 	

取り組み	内容	関係機関名
ふれあい福祉相談	<ul style="list-style-type: none"> 福祉全般に関する心配事の相談 <日時> 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始除く)	岐阜市社会福祉協議会
★ 人権相談(みんなの110番)	<ul style="list-style-type: none"> 専門電話又は面接にて相談を受付・インターネットにより24時間相談を受付 	岐阜地方法務局
★ LINEじんけん相談	<ul style="list-style-type: none"> SNS(LINE)にて相談を受付 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 法的トラブルの解決に役立つ法制度に関する情報や関係相談機関などの情報を、電話や面談により案内 	日本司法支援センター (法テラス岐阜)
民事法律扶助	<ul style="list-style-type: none"> 経済的に余裕のない人に対し、弁護士との無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立て替えを実施 	
★ 犯罪被害者支援	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などに対する法的支援の実施 	
男女共同参画に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> 専門電話又は面接にて相談を受付 ◇面接相談 (法律相談、女性に対するこころの相談) ◇電話相談 (一般相談、男性専門電話相談、LGBT専門電話相談)	岐阜県 男女共同参画 ・女性の活躍支援センター
自殺予防週間、自殺対策強化月間でのポスター掲示	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等が作成したパンフレット等の配布や会員医療機関を含む施設での設置 	一般社団法人 岐阜市医師会
キャリア・コンサルタントによる就労に向けての個別相談	<ul style="list-style-type: none"> 社会的・経済的自立の為に相談窓口を設置。 就労に対する不安や悩みに対する相談、支援及びグループワークや職場体験を通して、コミュニケーション力をはじめとする、働く力を向上する為のプログラムを実施。 必要に応じて臨床心理士による心理カウンセリングを実施。 	岐阜県 若者サポートステーション
ひきこもり支援	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりや人間関係に悩む人たちの不安や悩みに対する相談活動、居場所作り、就労準備支援などを実施 	NPO 法人仕事工房ポポロ・ NPO 法人チュラサンガ

施策8 自殺未遂者の再度の自殺企図の防止

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、居場所づくり、相談体制の充実、医療機関等との連携体制の構築に取り組みます。

◇ 本市の取り組み

取り組み	内容	担当課
精神保健福祉相談	・電話や面談により、自殺未遂者やその家族の相談に対応	地域保健課
精神科リエゾンチームの設置	・自殺企図により精神科以外に入院となった患者に対し、多職種で精神症状の評価等の必要な診療を実施	市民病院 精神科部
病院勤務医等の負担軽減及び処遇の改善に対する体制整備	・一般病棟スタッフの負担を軽減させるため、精神科リエゾンチーム及び認知症ケアチームを設置するなど、精神患者の一般病棟入院受け入れ体制を整備	

● 関係機関等の取り組み

取り組み	内容	関係機関名
精神保健福祉相談	・電話や面談により、自殺未遂者やその家族の相談に対応	岐阜県 精神保健福祉 センター
かかりつけ医うつ病対応能力向上及び関連研修参加への協力	・かかりつけ医のうつ病の人への対応能力向上を図り、岐阜県医師会が開催する研修会に関し、会員への周知について協力	一般社団法人 岐阜市医師会

施策9 遺された人への支援

自殺により遺された親族等に対し、必要な支援を提供するとともに、相談体制の充実に努めます。あわせて、自殺により遺された親族等への支援を行っている民間団体等の活動を支援します。

◇ 本市の取り組み

取り組み	内容	担当課
「千の風の会（遺族会）」の周知	・精神保健福祉ガイドブック、おくやみハンドブック等で「千の風の会（遺族会）」の活動等を周知	地域保健課

● 関係機関等の取り組み

取り組み	内容	関係機関名
ピアカウンセリング事業	・サポートスペースれんげ草 当事者による個別相談活動（年12回 毎月第1水曜日）	岐阜県 精神保健福祉 センター 岐阜県自死 遺族の会 「千の風の会」
「千の風の会」（遺族会）の運営	・分かち合いの会 自死遺族が悲しみや悩みを安心して語り、聴きあう集い（年6回 奇月第4日曜日） ・交流会（ピアカフェ）当事者同士の交流の場（年6回 偶月第4日曜日） ・フリースペース 気軽に集まり、自由に過ごす集い（年12回 毎月第1水曜日）	

施策 10 民間団体との連携強化

自殺対策に資する活動を行う団体等を支援するとともに、連携を強化し、取り組みを推進します。

◇ 本市の取り組み

取り組み	内容	担当課
NPO 法人チュラサ ンガ、NPO 法人仕 事工房ポポロ（ひき こもりの支援団体） 等との連携	・「岐阜市の社会福祉」等で「チュラサ ンガ」「仕事工房ポポロ」等のひきこ もり支援等の活動を周知し、連携を強 化	ひきこもり 相談室 地域保健課
「岐阜いのちの電 話」「千の風の会 （遺族会）」との連 携	・精神保健福祉ガイドブック等で「岐阜 いのちの電話」「千の風の会（遺族 会）」の活動を周知	地域保健課

● 関係機関等の取り組み

取り組み	内容	関係機関名
岐阜いのちの電話の 相談員養成講座	・岐阜いのちの電話の相談員養成講座へ の講師派遣	岐阜県自死 遺族の会 「千の風の会」

施策 11 子ども・若者・女性の自殺対策の更なる推進

若年層の死因に占める自殺の割合が高いことを踏まえ、いじめ防止の取り組みや SOS の出し方に関する教育の推進をするなど、支援を必要とする若者が取り残されることのないよう、子ども・若者の自殺対策を更に推進します。

また、女性に対しては、妊産婦への支援の充実を推進するとともに、性犯罪・性暴力被害等により困難な問題を抱える女性への支援を促進するなど、女性特有の視点を踏まえた取り組みを実施します。

◇ 本市の取り組み

★印：第1次計画以降に追加した取り組み

取り組み	内容	担当課
★ 生命の尊厳への理解を深める教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の時間を中心に、各教科、特別の教科道徳及び特別活動において、教科等横断的な視点から「生き方の探究学習」の時間を位置づけ、より効果的な学びを推進 	学校指導課
★ いじめ対策	<ul style="list-style-type: none"> いじめの未然防止、早期発見・早期対応、発生時の対応に専任する教員「いじめ対策監」を各小中学校に1人配置 いじめ対策監の資質・対応力の向上のための研修実施 「主任いじめ対策監」を5人配置 毎月3日を「いじめを見逃さない日」、7月3日を「いじめについて考える日」と位置づけ、いじめ防止の取り組みを実施 「子どもの健康サポート事業」を実施し、児童生徒が自分を客観的に見つめ、心の様子を視覚化するとともに、様々な教職員に気軽に相談ができる環境を整備 岐阜市生徒会サミットを開催し、各学校のいじめ克服に向けた思いや取組を交流し、自校の現状を見つめ直すことを通して、一人ひとりの思いを高め、学校としての思いを広げるための方法を明確にする。 各校が改定した「学校いじめ防止基本方針」を児童生徒、保護者、地域に周知 	学校安全支援課

取り組み	内容	担当課
いじめ対策	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携の強化を図るために、岐阜市いじめ問題対策連絡協議会を開催（年2回） いじめを含む問題行動等の情報交流や具体的な対応策の交流を行い、問題行動等の早期発見や対応等の充実を図るために、主幹教諭、ブロック担当生徒指導主事会を実施（年12回） いじめ問題に対し、客観的な立場から意見を求めるとともに、解決が困難な事案が発生した場合に、調査や当事者間の調整を行うために、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催（年2回） 	学校安全支援課
不安や悩みに関するアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> 不安や悩みに関するアンケートを実施し、アンケート結果や日頃の見取りをもとに、個別の懇談を行う等、問題の早期発見、早期対応に努める 	
校長会、教頭会での情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 校長会、教頭会において、各校の実践に生かせるよう岐阜市の問題行動の傾向等の情報提供を実施 	
生徒指導サポーター派遣	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒（園児）の問題行動への対応や発達に問題を抱えた児童生徒（園児）の対応の支援を行うため、生徒指導サポーターを派遣 	
★ ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用	<ul style="list-style-type: none"> 市内小中学校の児童生徒に配布しているタブレット端末に「ここタン」アプリを配信し、朝夕に児童生徒が今の気持ちを入力することで、心の変化を可視化し実態把握に生かす。 「聞いてほしい」ボタンの設置により、子どものSOSを出す機会を確保し、早期対応に努める 	
スクールカウンセラー派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> 不登校やいじめ、その他様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対し、臨床心理士をスクールカウンセラーとして市内の小中学校に設置 	
★ SOS の出し方に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーによる自殺・不登校等未然防止のためのSOSの出し方に関する教育を児童・生徒向けに実施 	
★ 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 小児科医、児童精神科医による助言 	

取り組み	内容	担当課
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の発達に関する相談 ・親子教室の運営（発達に心配のある子どもと保護者のための遊びの教室） ・幼児支援教室の運営（ことばの発達やコミュニケーション力を高めるための教室） ・家庭児童相談（児童虐待相談・通告及び養護相談、要保護児童、要支援児童、特定妊婦への支援） ・学齢期の発達に関する相談支援 ・不登校に関する相談支援と自立支援教室の運営 ・非行、いじめ、若者の引きこもりや就学・就労等に関する相談支援 ・カウンセリング ・ペアレント・トレーニング 保護者の会 ・発達障がいの理解等啓発活動 	子ども・若者総合支援センター
児童虐待相談及び養護相談	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者総合支援センター内に、子ども家庭総合支援拠点及び子どもサポート総合センターを設置し、相談等を実施 ◇児童虐待相談・通告 ◇要保護児童対策地域協議会の運営 ◇居所不明児童対策 ◇養護相談・養育支援訪問事業 ◇児童虐待防止啓発 	
子どもホットダイヤル及び子どもホットメールの開設	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもホットダイヤル（子ども専用・24 時間）及び子どもホットメール（子ども専用）を開設し、対応 	
青少年団体の支援、指導	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市シニアリーダー（子ども会活動のサポートやジュニアリーダークラブの支援をする大学生等）やジュニアリーダー（子ども会活動を支援したり、地域行事のスタッフとして参加したりする中学生・高校生）、インリーダー（子ども会で活動する子どものリーダー）の支援、指導（通年）実施 ・市子ども会育成連合会等の支援、指導（通年）実施 	社会・青少年教育課
中高生の社会参画を支援、指導	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ボランティアスタッフ（CSV）の登録、表彰制度の支援、指導（通知）を実施 	
主体性を伸ばす講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ぎふ探求ネットワーク事業「チャレンジ研修」の実施 	

取り組み	内容	担当課
若者や家族、支援者を対象にした講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各自のスキルアップを図る若者チャレンジアップの実施 	社会・青少年教育課
生涯学習の場の提供及び情報誌の発信	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる世代や目的に応じた館内施設の提供 地域貢献活動の様子を情報誌 egg で発信 	
「居場所」機能の充実に	<ul style="list-style-type: none"> スタディルームやアートスペース、若者チャレンジ室等の無料開放（通年） 本人や家族、地域の人へのニーズに応じた教育相談活動を実施（通年） 	
若年層向け支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市職員が講師となり地域（学校や施設等）に出向きゲートキーパーに関する出前講座を実施 若年層向けの自殺対策リーフレット、啓発物品を作成、配布し自殺予防について普及啓発を実施 	地域保健課
★ 伴走型相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 育児不安や産後うつ、虐待予防のため、母子健康包括支援センターにおいて、全ての妊娠期や子育て期の方に対し、切れ目なく、伴走型相談支援を実施 妊娠8か月頃にアンケートを行い希望者への面談を行う。 支援が必要と思われる妊産婦を把握し、電話や訪問等による継続支援を実施 	健康増進課 保健センター
パパママ学級の実施	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦とその家族を対象としたパパママ学級にて、産後うつについての情報提供を実施 	
すくすく赤ちゃん子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 産後うつの早期発見に努め、子どもの虐待の未然防止を図り、適切な支援につなげるため、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問 疾病やトラブル等の早期発見、育児の不安の解消、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握並びに育児指導を実施 	
★ 産婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 出産後間もない産婦に対する健康診査を医療機関にて行い、産後の初期段階での産後うつの早期発見に努め、子どもの虐待の未然防止を図り、適切な支援を実施 	

取り組み	内容	担当課
「居場所」機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童館における居場所の提供と子どもや子育て家庭が抱える悩みや課題の早期発見と早期支援 	子ども支援課
女性の健康相談窓口の開設	<ul style="list-style-type: none"> 心身の健康状態について、心配がある人向けに、婦人科系疾患・女性特有のメンタルケア等の相談を実施 産婦人科医師による更年期の心と体に関する職員研修を実施 	健康増進課 保健センター
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> 産後うつや虐待予防のため、家族から支援が受けられない、育児不安や体調不良がある産後1年未満の産婦と乳児を対象に、医療機関で、短期入所型、通所型の産後ケア事業を実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> 産後うつや虐待予防のため、育児について家族からの協力が得られない、育児不安や体調不良がある産後6か月までの産婦を対象として多職種連携によるサポートの実施 	市民病院
配偶者等からの暴力（DV）に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者等からの暴力（DV）に関する相談支援の実施 	
女性相談	<ul style="list-style-type: none"> 悩みを抱えている女性に対し、女性相談員による「住まい」「健康・医療」「就労」「家計・借金」「法律」等の相談支援を実施 ◇電話相談 ◇面接相談 ◇同行支援 	子ども支援課
女性センター相談業務	<ul style="list-style-type: none"> 悩みを抱えている女性に対し、センター相談員や専門家が相談業務を実施 ◇面接相談 法律相談、心の相談、家計相談、仕事と生き方相談、健康相談 ◇電話相談（月～土曜日） ◇女性のための夜間電話相談（毎月第1・3金曜日） 女性センター情報コーナーに関係機関のチラシや冊子を設置し、情報を提供 	男女共生・生涯学習推進課

● 関係機関等の取り組み

★印：第1次計画以降に追加された取り組み

取り組み	内容	関係機関名
★ ぎふこころのLINE相談	<ul style="list-style-type: none"> 若年層や女性がより相談しやすい環境を整えるため、SNS（LINE）を活用したチャット形式の相談の実施 	岐阜県 保健医療課
岐阜いのちの電話の相談員養成講座	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜いのちの電話の相談員養成講座への講師派遣 	岐阜県自死 遺族の会 「千の風の会」
男女共同参画に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> 専門電話又は面接にて相談を受付 <ul style="list-style-type: none"> ◇面接相談（法律相談、女性に対するこころの相談） ◇電話相談（一般相談、男性専門電話相談、LGBT専門電話相談） 	岐阜県 男女共同参画 ・女性の活躍 支援センター
女性の人権ホットライン	<ul style="list-style-type: none"> 専門電話又は面接にて相談を受付 インターネットにより24時間相談を受付 	岐阜地方法務局
こどものSOSミニレター事業	<ul style="list-style-type: none"> 学校や親には相談しにくい悩みに関する相談を受け付けるために、県下の小中学校の全生徒に無料で発送できるSOSミニレターを配布 	岐阜地方法務局
こどもの人権110番	<ul style="list-style-type: none"> 専門電話（フリーダイヤル）又は面接にて相談を受付 インターネットにより24時間相談を受付 	
若者いのちの教育出前講座	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防を図るため、10代～20代の若者を対象に「いのち」の大切さや、自死により遺された家族の思いを理解し、自死について考える機会を提供 <ul style="list-style-type: none"> ◇自死遺族の会代表者による体験談の講話 ◇精神保健福祉センター職員による出前講座の開催 	岐阜県 精神保健福祉 センター

施策 12 勤務問題による自殺対策の更なる推進

長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの確保、職場におけるメンタルヘルス対策、各種ハラスメント防止等について、関係機関等と連携し、職場環境の向上に資する取り組みを推進します。

◇ 本市の取り組み

★印：第1次計画以降に追加した取り組み

取り組み	内容	担当課
職業相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークの求人情報等を活用して、就職が困難な求職者の就労を支援する窓口を設置（毎週火～金曜日） 	労働雇用課
若年者就職説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ニート、フリーターの就労支援を目的としたセミナー、就職説明会を開催 	
★ 就職氷河期世代就職説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 就職氷河期世代の就労支援を目的としたセミナー、就職説明会を開催 	
勤労者生活資金融資の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市内に居住する勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として、教育費、医療費、冠婚葬祭費、その他臨時に必要なとなった資金を融資（通年） 	
労働なんでも相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> 労働者や事業主を対象に、賃金、解雇、配置転換、労働契約、パート労働、いじめ、セクハラ、労使間紛争、助成金等の労働に関する問題や、労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険等の社会保険手続の方法について、社会保険労務士による総合相談窓口を設置（毎週金曜日） 	
ハラスメント実態調査（教職員対象）	<ul style="list-style-type: none"> 11月に全教職員に「ハラスメント実態調査」として、アンケート調査と校長との個別面談を実施 ハラスメントの相談窓口を教育委員会に開設し、随時受け付け、対応 ハラスメント相談担当者に対する研修会の実施 	学校指導課
教員勤務状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 長時間労働の是正のため、毎月教職員の時間外勤務の時間や業務内容等の実態を調査 	
職場におけるメンタルヘルス対策	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準監督署及び中小企業等に対し、メンタルヘルスに関するチラシを配布 	地域保健課

取り組み		内容	担当課
市職員向け	過労死等防止	<ul style="list-style-type: none"> 過労死等防止啓発月間（11月）を設置 岐阜市過労死等防止強化週間を設置（11月後半の約2週間） 	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> 過労死等防止対策会議を設置 	職員厚生課
	ハラスメント防止	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメント防止強化月間（8月）、ハラスメント・ゼロの日（8月10日）を設置 ハラスメント相談員による対応 ハラスメント防止委員会を設置 外部機関によるカウンセリング勸奨 	人事課 職員厚生課
	過重労働対策	<ul style="list-style-type: none"> 朝型勤務、ノー残業デーを実施 人事考課制度におけるワーク・ライフ・バランス特別加算を導入 	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> 長時間勤務者に対し健康管理医の面接を実施 	職員厚生課
	職員のメンタルヘルスのサポート	<ul style="list-style-type: none"> 緊張やストレスの多い現場医療スタッフの燃え尽き、離職、自殺事故へのメンタルサポートを目的に精神科医によるコンサルテーションを実施 	市民病院 精神科部
	職員研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> よりよい職場環境の醸成を図るマネジメント手法を組み込んだ基本研修及びハラスメント防止に向け、具体事例を盛り込んだ特別研修の実施 キャリア形成における不安解消を図るため、主に女性職員を対象とした支援研修の実施 風通しのよい職場風土の醸成に向けた職場研修の実施 	職員育成課
職員のメンタルヘルス対策	<ul style="list-style-type: none"> 職員のセルフケアを目的とした研修の開催 相談窓口及びメンタルヘルスに関する情報の提供 ラインケア（管理監督者が労働者の心の健康の保持増進のために行う活動）拡充のための管理職研修、職場巡視の実施 ストレスチェックの実施及び集団分析結果に基づく職場環境改善の推進 保健師、健康管理医及び外部専門カウンセラーによる相談体制の整備 退職者の療養及び復職支援の実施 	職員厚生課	

取り組み	内容	担当課
セクシャルハラスメント防止啓発	・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント防止啓発のチラシを事業者及び市民向けに市ホームページへ掲載	男女共生・生涯学習推進課
岐阜市男女共同参画優良事業者表彰	・男女共同参画推進に向けての取り組みを積極的に行い、その推進に顕著な功績があったと認める事業者を表彰	

● 関係機関等の取り組み

★印：第1次計画以降に追加された取り組み

取り組み	内容	関係機関名
精神科医による出前講座	・自殺対策を支える人材育成のための研修会等の実施	岐阜県精神保健福祉センター
長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止	・長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導、過重労働による健康障害防止にかかる周知・啓発のための講習会の実施	岐阜労働基準監督署
身体疾患の治療と就労の両立に関する相談	・がん等の疾患を治療しながら勤務を続けるためのガイドラインの周知	
ハラスメント等労働問題の相談窓口設置	・パワハラ、セクハラ等の防止等職場の環境改善に向けた相談窓口を設置	
産業保健関係者への専門的研修	・産業医、保健師、衛生管理者、産業看護職等の産業保健関係者等への専門的研修の実施	岐阜産業保健総合支援センター
中小規模事業場の管理監督者・若者労働者向けメンタルヘルス教育	・管理監督者等を対象としたメンタルヘルス教育の方法の教示 ・就労して間もない若年層の自殺予防対策のため、セルフケアを促進するための教育実施	
メンタルヘルス対策個別訪問支援	・中小規模事業場のメンタルヘルス対策の促進のため、またストレスチェック制度の導入等、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の要請により、個別訪問による支援を実施	
★ 団体経由産業保健活動推進助成金	・医師、保健師等の産業保健スタッフによる労働者に対するメンタルヘルスに係る健康相談対応や、心の健康づくり計画を策定してメンタルヘルス対策を行うことによる職場環境改善支援等に対する助成	

取り組み	内容	関係機関名
治療と仕事の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> 労働者が、がん等の疾病を治療しながら勤務を続けることができるよう事業場・労働者（家族含む）からの相談の窓口設置及び、事業場の依頼に応じた両立支援制度（管理者向け教育含む）導入の支援を実施 	岐阜産業保健総合支援センター

第5章 自殺対策の推進体制

1 推進体制

自殺へ向かう経路には、精神保健上の問題だけでなく、家庭問題や健康問題、経済的な問題などいくつもの問題が存在し、相互に絡み合っているため、簡単には解決できません。しかし、これらの問題は、適切な対応や支援によって予防・解決できる可能性のある問題であり、多くは個人の問題ではなく、社会的な問題です。そのため、社会全体で取り組む必要があります。

悩みを抱えた人が、ある機関に相談し、そこから適切な相談機関につながり、複数の機関が連携することで、解決に近づくことができると考えられます。よって、自殺対策を推進するためには、市、関係団体、民間団体、企業、学校、市民が、それぞれの持つ役割を担い、相互に連携・協働して自殺対策に取り組む体制を構築し、推進していきます。

具体的に、本市では、現在も各部署が各種相談を受けていますが、自殺対策をさらに推進していくためには、相談者の様子や内容から自殺につながる可能性がなか、相談を受ける人が「気づく」ことがまず重要になります。そこで相談を受ける人だけでなくすべての職員が「気づく」ことができる視点をもって相談業務を行うよう働きかけていきます。

また、庁内での自殺対策の推進体制として「岐阜市自殺対策庁内連携会議」を設置しています。健康、福祉、教育、産業、消防などの関係する分野の部署が顔の見える関係を築き、お互いの役割を理解し、必要な情報をスムーズに速やかに共有し、連携を強化することで、ネットワークを充実させ、自殺対策がより効果的なものとなるように着実に取り組みます。

2 進捗管理

「誰も自殺に追い込まれることのない岐阜市」を目指し、自殺対策が関係機関と連携し、効果的に実施されているかを検証・評価するためにPDCAサイクルによる適切な進捗管理を行います。

また、この計画では、数値目標として「自殺死亡率を令和8（2026）年時点で13.0以下」とすることを掲げています。第2章に示したように、自殺死亡率は、統計データ（地域自殺実態プロファイル）により定期的に把握し、意識調査の分析結果などを含めた証拠に基づき、自殺対策の強化等を図る手法（EBPM）により、自殺対策の検証・評価と改善を実施します。

なお、本市における自殺対策の進捗状況については、「岐阜市自殺対策庁内連携会議」において共有するとともに、岐阜市保健医療審議会に報告し、意見等を聴取します。さらに、市民や関係団体、民間団体、企業、学校とも進捗情報を共有し、ともに数値目標の達成を目指すことにより、本市における自殺対策の効果的な進捗を図ります。

※EBPM (Evidence Based Policy Making) : 政策の企画をエピソードなどに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で客観的データなど合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。